

一般廃棄物処理基本計画

平成29年3月

(令和8年3月改訂)

大和高田市

目 次

第 1 章 計画策定の基本的事項	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 計画の位置づけ	2
第 3 節 計画の期間及び範囲	4
第 2 章 地域の概況	5
第 1 節 大和高田市の概要	5
第 2 節 総合計画等	11
第 3 章 ごみ処理基本計画	12
第 1 節 ごみ処理の現況	12
第 2 節 ごみ処理行政の動向	24
第 3 節 ごみ処理の評価及び課題	27
第 4 節 ごみ処理の基本方針	32
第 5 節 ごみ量の将来予測及び減量化目標の設定	36
第 6 節 ごみの排出抑制・分別収集計画	42
第 7 節 ごみの適正処理計画	47
第 8 節 計画の推進	50
第 4 章 生活排水処理基本計画	51
第 1 節 生活排水処理の現況	51
第 2 節 生活排水処理の基本方針	57
第 3 節 生活排水の処理計画	58

災害廃棄物処理

大和高田市災害廃棄物処理計画（平成 30 年 11 月）を適用する。

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、ごみ問題だけでなく天然資源の枯渇への懸念や、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題や海洋プラスチック問題等にも密接に関係しており、このような社会構造を見直し、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が求められている。

国は、「環境基本法」及び「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」や「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」等の個別のリサイクル法を制定するとともに、「循環型社会形成推進基本計画」及び「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）」を策定し、それぞれ国の減量化目標や基本方針等を示している。

また、より良い水環境を保全するうえで、生活排水の適正処理への取り組みが求められており、奈良県においても「奈良県污水处理総合基本構想」に基づく污水处理施設の整備を推進している。

大和高田市（以下「本市」という。）では、平成18年10月に平成28年度を目標年度とした「一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、一般廃棄物の適正な処理・処分を行うとともに一般廃棄物の減量化・資源化に努めてきた。また、平成28年4月に本市を含む天理市・山添村・三郷町・安堵町・川西町・三宅町・上牧町・広陵町・河合町の10市町村による山辺・県北西部広域環境衛生組合を設立し、令和7年5月には、新施設の「やまと eco クリーンセンター」（以下「組合施設」という。）が稼働開始となった。

このような状況の変化において、平成29年3月に策定された前計画を見直し、本市では長期的・総合的視点に立って、循環型処理システムの構築及び計画的な一般廃棄物処理の推進を図るため、「一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を改訂するものである。

第2節 計画の位置づけ

市町村は、「廃棄物処理法」第6条第1項の規定により、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないとされている。

また、「廃棄物処理法施行規則」第1条の3で一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により「廃棄物処理法」第6条第2項に掲げる事項を定めるものとするとしている。

したがって、一般廃棄物処理計画は、図1-2-1に示すように①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されている。

このうち「ごみ処理基本計画」は、市町村が長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

また、「生活排水処理基本計画」は、市町村が長期的・総合的視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水をどのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。

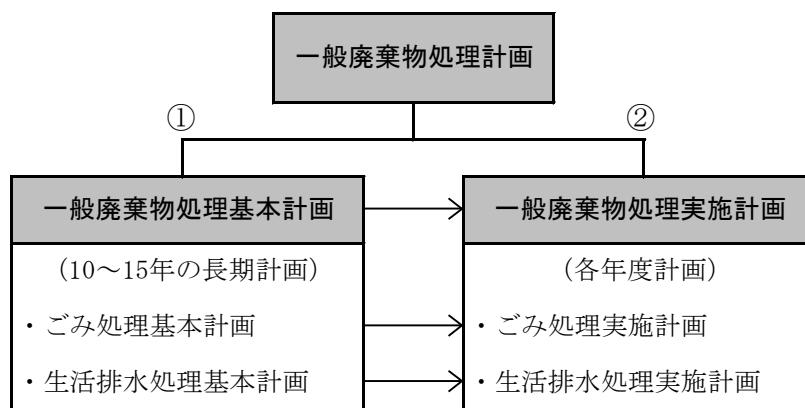


図1-2-1 基本計画と実施計画の関係

本計画は、「廃棄物処理法」に基づき策定するものとするが、本市の「大和高田市まちづくりの指針」に定められている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すものであり、本市の一般廃棄物処理に関する最上位計画となる。

また、計画策定にあたっては、国や奈良県が定める基本方針や各種関連計画等に十分配慮するとともに、本市が策定する分別収集計画や下水道事業計画等との整合性を図るものとする。

本計画の位置づけは、図 1-2-2 に示すとおりである。

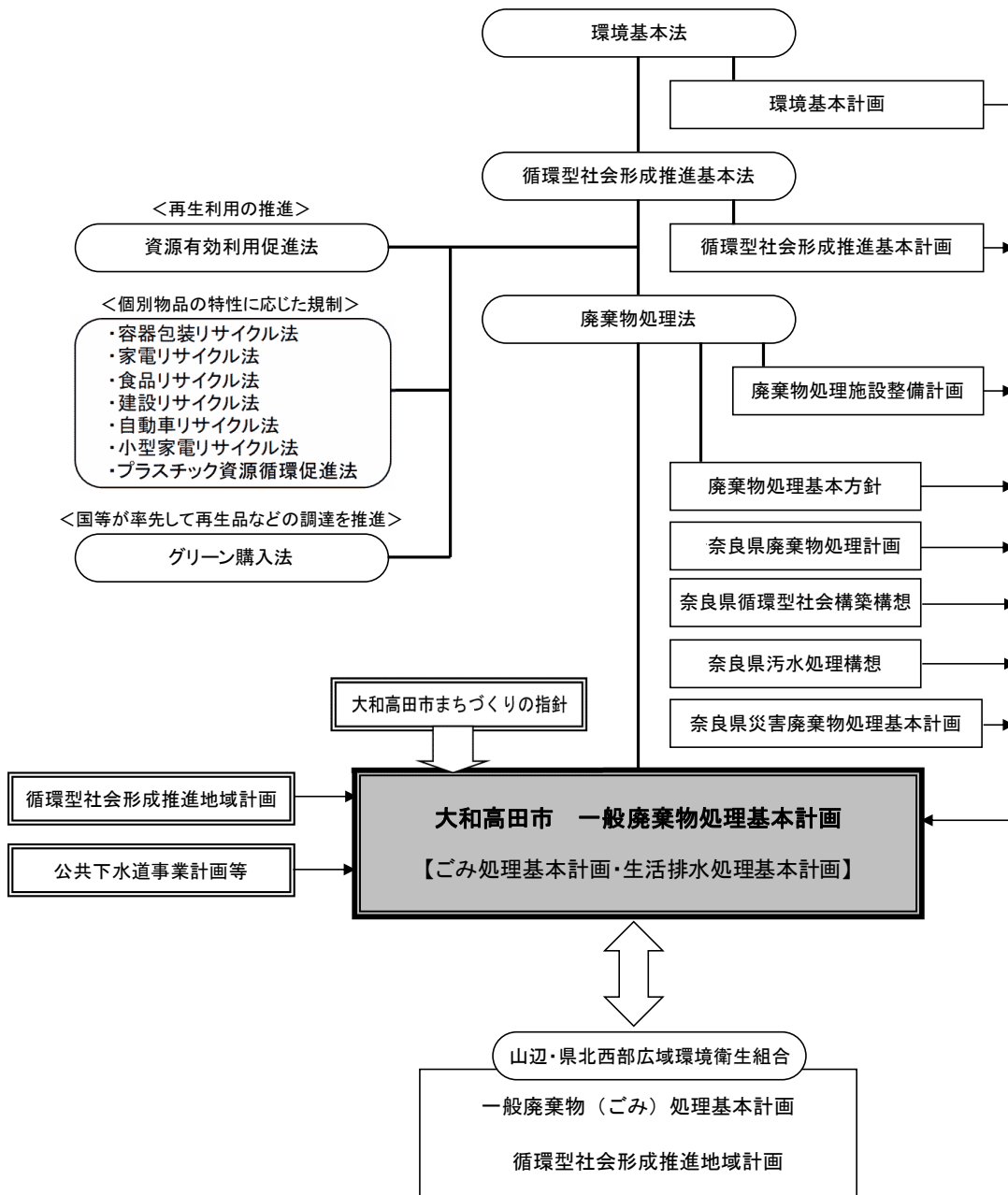


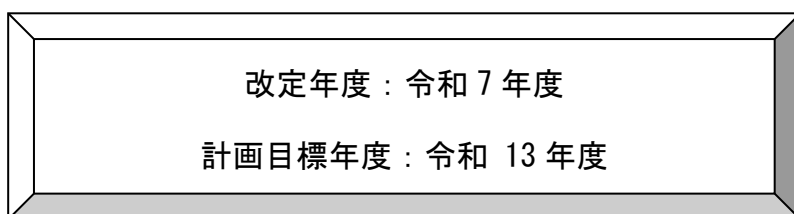
図 1-2-2 本計画の位置づけ

第3節 計画の期間及び範囲

1 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、「廃棄物処理法」により概ね10年から15年先において概ね5年ごとに改訂することが望ましいとされている。

本計画では、平成29年度を初年度として15年後の令和13年度を計画目標年度としているが、広域処理の開始など計画の前提となる諸条件に大きな変動があったため、見直し改定するものとする。



2 計画の範囲

本計画の範囲は、大和高田市行政区域全域とし、本市域で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とする。なお、生活排水には、し尿及び浄化槽汚泥も含むものとする。

第2章 地域の概況

第1節 大和高田市の概要

1 位置・自然

本市は、図 2-1-1 に示すように、大和盆地の南西に位置し、周辺の橿原市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町の4市1町に隣接し、市の西方に金剛・葛城山系が臨まれる。

面積は16.48平方キロメートル周囲26.4km、東西4.8km、南北5.1kmにわたっており、地形は市北部に位置する標高70～80mの馬見丘陵のほかはほぼ平坦で、市域を南北に流れる高田川や葛城川が都市の座標軸をなし、JR桜井線高田駅、近鉄大阪線大和高田駅、近鉄南大阪線高田市駅を中心に市街地が形成され、周辺部には、田園地帯が広がっている。

奈良県の中南和地域の経済・文化・行政の中心として発展してきたが、大阪大都市圏へ約30分程度で連絡する好立地の条件から、近年は住宅都市的な色彩も強めている。

気象は、瀬戸内型気候の影響を受け、比較的温暖化小雨の特徴を示しており、気温格差がやや大きく、海洋の影響の少ない内陸性の盆地気候の特徴を示している。

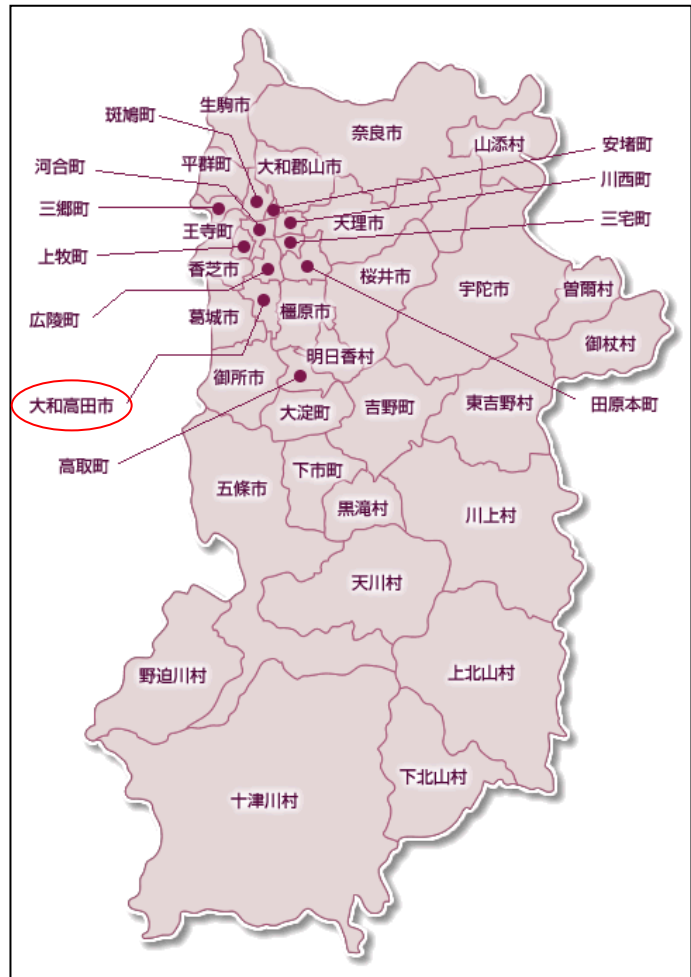


図 2-1-1 大和高田市の位置図

表 2-1-1 気温及び降水量

年次	気温(°C)			降水量 (mm)
	平均	最高平均	最低平均	
令和2	16.3	21.6	12.1	1,629
令和3	16.3	21.7	12.0	1,642
令和4	16.2	21.6	11.8	1,216
令和5	16.6	22.3	12.1	1,358
令和6	17.2	22.4	13.0	1,684

資料：気象庁/過去の気象データ(奈良県)

2 人口動態

過去10年間の人口及び世帯数の推移は、表2-1-2及び図2-1-2に示すように、世帯数は増加しているが人口は減少しているため、1世帯当りの人口も減少している。

また、年齢別人口の推移は、図2-1-3及び図2-1-4に示すように65歳以上の老年人口比率が年々高くなっており、令和6年度末現在で33.2%となっている。

表 2-1-2 人口及び世帯数の推移

年度	人 口(人)		世帯数(世帯)		世帯人数 (人/世帯)
		増減数		増減数	
平成27	67,540	—	29,556	—	2.28
平成28	66,890	-650	29,707	151	2.25
平成29	66,009	-881	29,741	34	2.21
平成30	65,266	-743	29,854	113	2.18
令和元	64,729	-1,280	30,099	358	2.15
令和2	63,933	-796	30,235	136	2.11
令和3	63,333	-600	30,410	175	2.08
令和4	62,940	-393	30,827	417	2.04
令和5	62,500	-440	31,086	259	2.01
令和6	61,950	-550	31,312	226	1.97

資料：一般廃棄物処理実態調査(各年度10月1日)

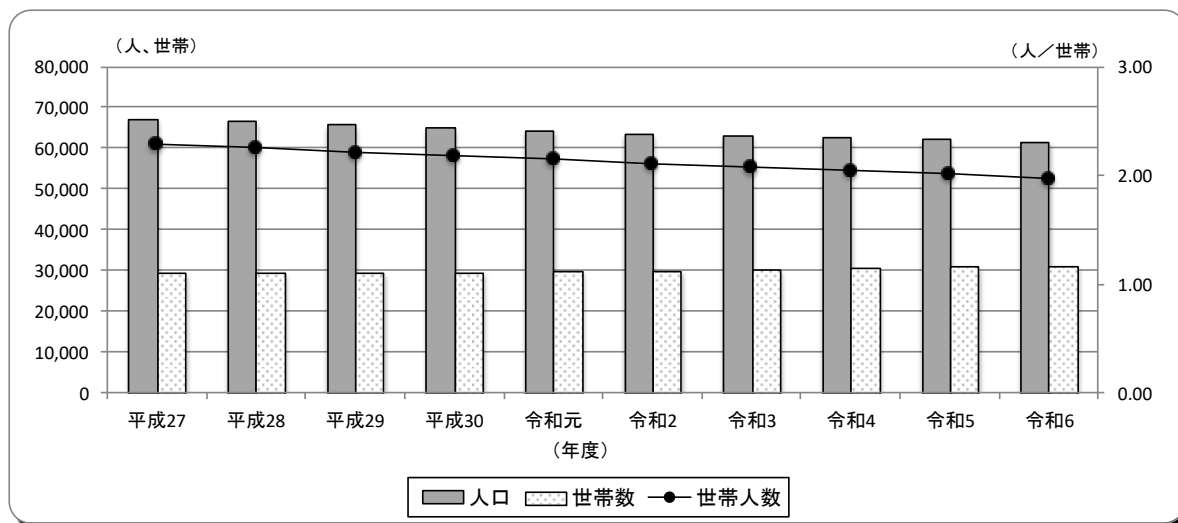


図 2-1-2 人口及び世帯数の推移

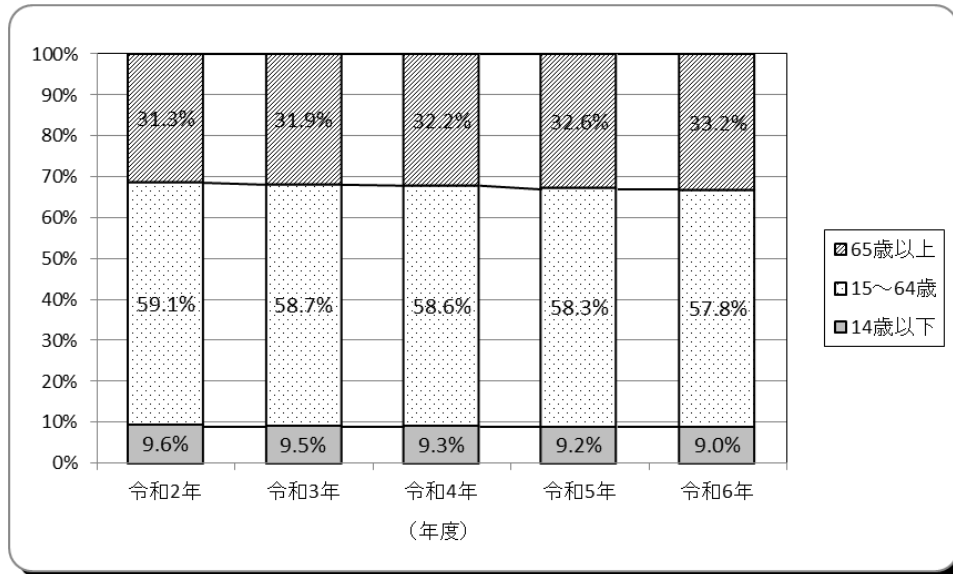


図 2-1-3 年齢区分別人口構成比の推移

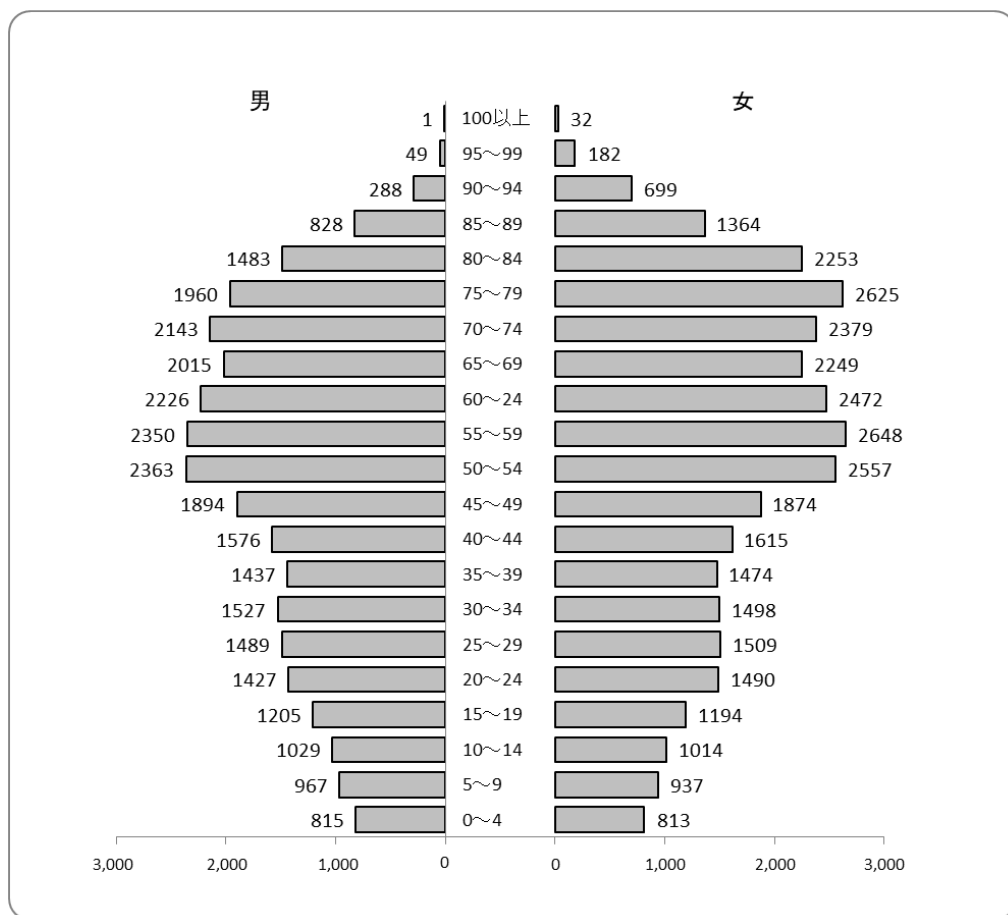


図 2-1-4 男女別年齢別人口

3 産業の構造

本市の事業所数及び従業者数は、表 2-1-3 及び図 2-1-5 に示すように令和 6 年の事業所数では、卸売業・小売業が最も多く、次いで製造業、医療、福祉となっており、従業者数でも卸売業・小売業が最も多く、次いで医療・福祉、製造業となっている。

表 2-1-3 事業所数及び従業者数

産業分類	事業所数(事業所)		従業者数(人)	
	令和6年度		令和6年度	
		構成比		構成比
全産業(公務を除く)	1,486	100%	16,610	100%
農林漁業	2	0.1%	5	0.03%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	122	8.2%	914	5.5%
製造業	191	12.9%	3,267	19.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1%	3	0.0%
情報通信業	19	1.3%	104	0.6%
運輸業、郵便業	23	1.5%	267	1.6%
卸売業、小売業	339	22.8%	3,808	22.9%
金融業、保険業	41	2.8%	487	2.9%
不動産業、物品賃貸業	65	4.4%	268	1.6%
学術研究、専門・技術サービス業	70	4.7%	220	1.3%
宿泊業、飲食サービス業	93	6.3%	1,331	8.0%
生活関連サービス業、娯楽業	92	6.2%	530	3.2%
教育、学習支援業	49	3.3%	514	3.1%
医療、福祉	231	15.5%	3,486	21.0%
複合サービス事業	13	0.9%	255	1.5%
サービス業(他に分類されないもの)	135	9.1%	1,151	6.9%

資料：令和6年 経済センサス基礎調査(総務省)

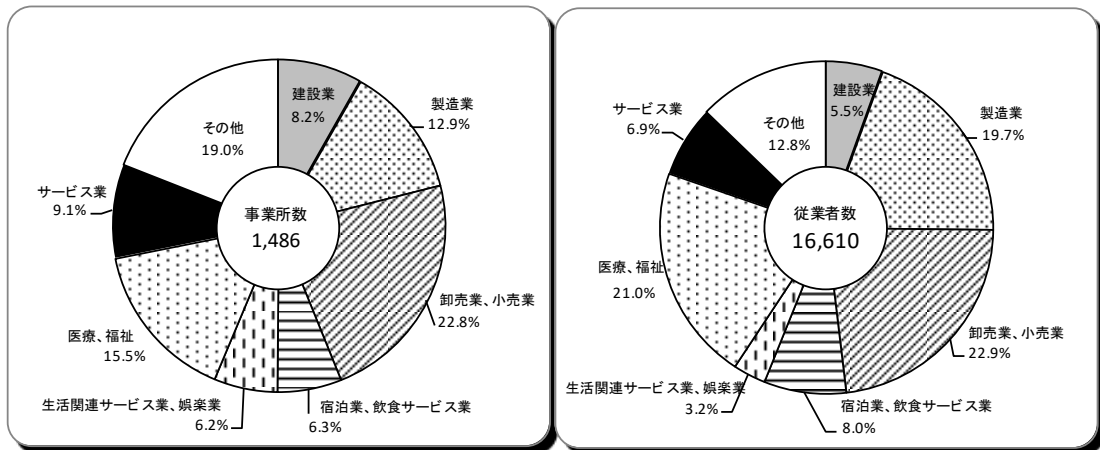


図 2-1-5 令和 6 年の事業所数及び従業者数

4 土地利用状況

本市の土地利用状況は、都市計画区域全体で、都市的土地利用は 63.4% (1,046.0ha)、自然的土地利用は 36.6% (602.9ha) です。一方、可住地は 68.6% (1,131.7ha)、非可住地は 31.4% (517.2ha) となっている。また、市街化区域では、宅地が 54.7% (住宅用地 42.4%、商業用地 7.6%、工業用地 4.7%) となっている。一方で農地も 11.0% (田 7.0%、畑 4.0%) あり、小規模な農地が点在している状況である。

市街化調整区域では、農地が 47.4% (田 37.9%、畑 9.5%) となっており、市街地縁辺部にまとまった農地が現存している状況で、一方で宅地も 25.4% (住宅用地 19.0%、商業用地 1.9%、工業用地 4.4%) あり、主に住宅用地が市街化調整区域の一部で広がっている。都市計画区域の状況では、表 2-1-4 に示すように、県が定める土地利用計画において全域が都市地域に定められている。

表 2-1-4 都市計画区域の状況

区 分	面積(ha)	構成割合
都市計画区域	1,649.0	100.0%
市街化区域	796.4	48.3%
用途地域	796.4	48.3%
第一種低層住居専用地域	0.0	0.0%
第二種低層住居専用地域	0.0	0.0%
第一種中高層住居専用地域	113.4	6.9%
第二種中高層住居専用地域	23.4	1.4%
第一種住居地域	481.6	29.2%
第二種住居地域	11.2	0.7%
準住居地域	8.7	0.5%
近隣商業地域	18.2	1.1%
商業地域	78.6	4.8%
準工業地域	44.9	2.7%
工業地域	16.4	1.0%
工業専用地域	0.0	0.0%
市街化調整区域	852.6	51.7%

大和高田市都市計画マスタープランより

※小数点以下の調整あり

5 水環境、水質保全に関する状況

市域には、大和川水系の1級河川が12河川、準用河川1河川、普通河川58河川が流れ、長い水際線を形成している。主な河川である高田川や葛城川の桜堤は水と緑の都市座標軸となり、都市に新しい魅力をつくりだしている。

各河川とも環境基準（C類型）の指定がなされており、水質の状況をBODでみると表2-1-5及び図2-1-6に示すように、葛城川は環境基準値を下回っているが、高田川は環境基準値（BOD：5mg/ℓ）を超えており、令和5年度の75%値は5.1mg/ℓとなっている。

表 2-1-5 令和5年度のBOD濃度

河川名	地点名	類型	達成期間	令和5年度BOD(mg/ℓ)					
				最小	最大	m/n	平均	75%値	環境基準
葛城川	田井橋	C	/\	1.1	4.0	0/4	2.3	2.9	5
高田川	細井戸橋	C	/\	2.7	5.8	1/4	4.1	5.1	5

m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数

資料: 令和5年度環境調査報告書(水質編)奈良県

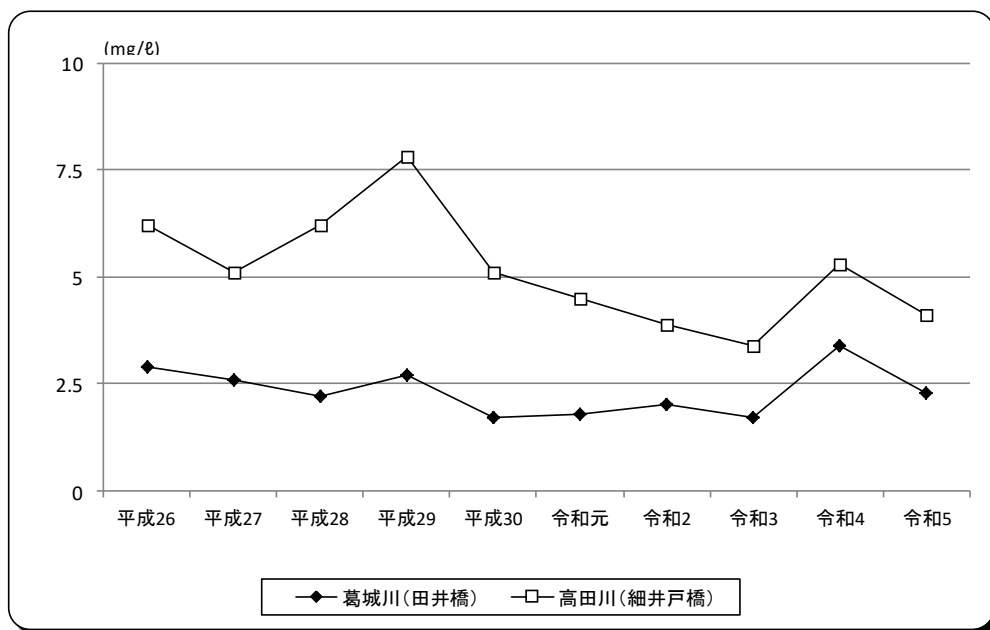


図 2-1-6 主要河川の水質の状況 (BOD平均値)

第2節 総合計画等

1 総合計画

令和2年3月に策定した「大和高田市まちづくりの指針」における、市の将来像、基本方針及び一般廃棄物処理に係る方針等を表2-2-1に示す。

表2-2-1 大和高田市まちづくりの指針の概要

区 分	概 要
計画の期間	令和2年度～令和9年度
将来人口	大和高田市人口ビジョンによる
社会環境の変化	(1)人口減少と少子高齢化の進展 (2)経済社会の変化 (3)安心・安全が重視される社会 (4)地球環境問題への対策 (5)持続可能な開発目標(SDGs) (6)高度情報化社会の発展 (7)公共施設の老朽化と更新費用の増大
目指すべき都市の将来像	本市の現状と見通し、今日の本市を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、今後8年間で本市が目指すべき都市の将来像を「笑顔の花咲くまち 大和高田 ～みんなで奏でる幸せのハーモニー～」と定める
基本目標	(1)認め合い、高め合う 人が輝くまちづくり (2)子どもたちの笑顔あふれるまちづくり (3)健康でいきいきと暮らせるまちづくり (4)活気あふれるにぎわいのまちづくり (5)安心して暮らせる快適のまちづくり ・生活環境の整備と充実 都市環境の保全や美化推進、廃棄物処理対策に取り組み、生活環境の整備・充実に努めます。 (6)自立と協働のまちづくり

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況

1 ごみ処理体制

(1) ごみ処理体系（ごみ処理フロー）

現状のごみの分別区分を表 3-1-1 に、処理フローを図 3-1-1 に示す。

本市では 11 分類で収集及び回収を行っており、燃えるごみについては、組合施設で中間処理を行っている。また、大和高田市クリーンセンター（以下、「クリーンセンター」という。）では、粗大ごみ、かん・びん及びペットボトルの中間処理を行っている。

本市は最終処分場を有していないことから、組合施設で発生した焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター最終処分場（以下「フェニックス処分場」という。）で埋立処分し、処理が困難な不燃物については民間の最終処分場で埋立処分している。

表 3-1-1 家庭系ごみの分別区分（令和 7 年度）

分別区分	内 訳 等	
燃えるごみ	生ごみ、リサイクルできない紙ごみ、落葉や草、衣類、シューズ、靴、汚れが取れないその他プラスチック容器包装、小さなプラスチック製品など	
われもの	陶器類、ガラス類、汚れの取れないビン、植木鉢など	
有害ごみ	蛍光灯、電球、乾電池、リチウム電池、水銀式体温計	
資源ごみ	かん・びん	飲料用のかん、缶詰のかん、使い切ったカセットボンベ、飲料用のびんなど
	新聞	新聞、チラシ
	紙類	雑誌、本、段ボール、牛乳パック、雑紙
	ペットボトル	飲料用のペットボトル、調味料などのペットボトルなど
	プラスチック類(トレイ・発泡スチロール含む)	その他ブラマークの付いた容器包装、白色・色付トレイ、発泡スチロール
	小型家電製品	携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機器など
	廃食用油	使用済み食用油
粗大ごみ	家電類(家電リサイクル対象物品は除く)、家具類、自転車、傘、ふとん類、じゅうたん、調理用具、おもちゃなど	

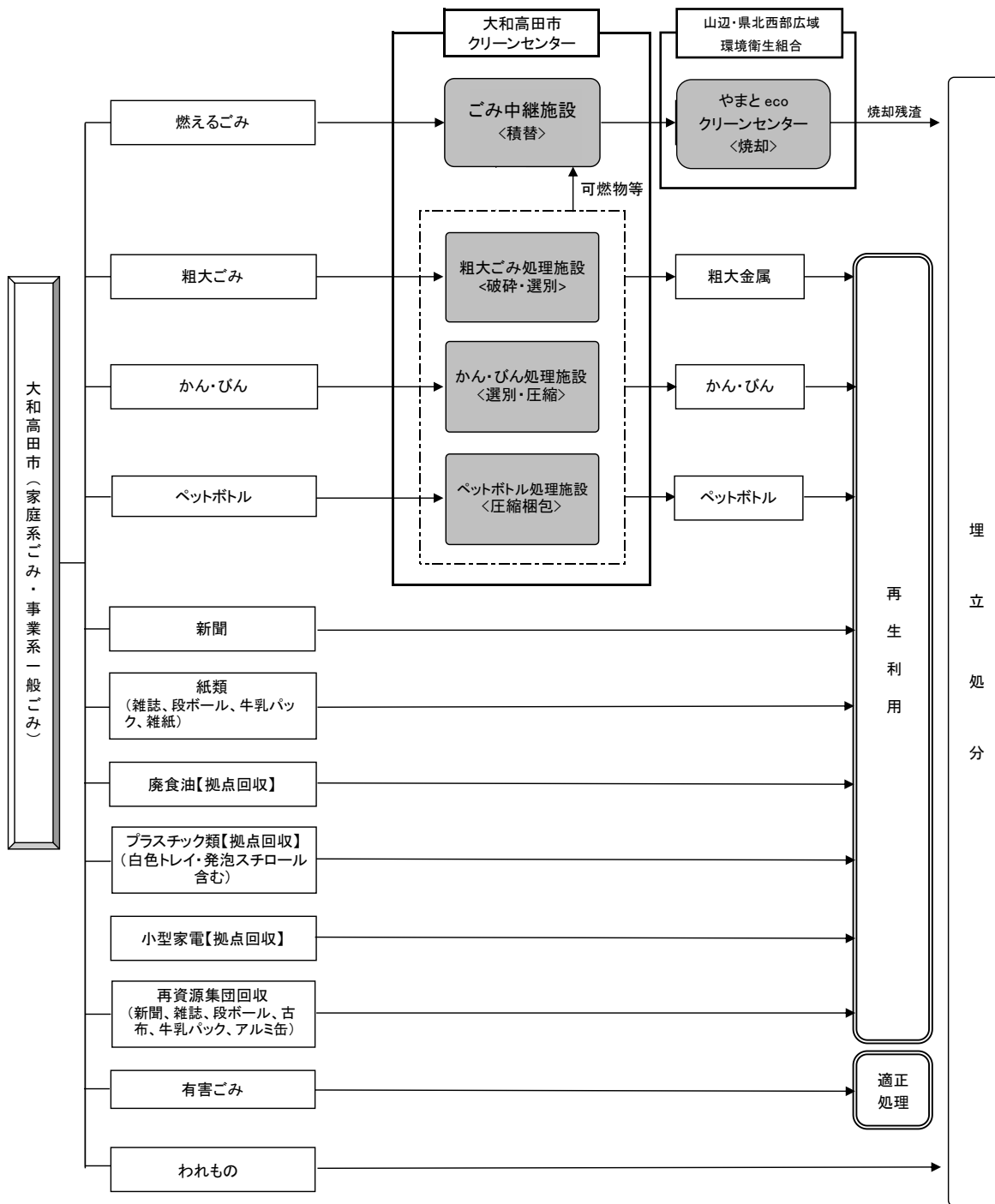


図 3-1-1 ごみ処理の現状フロー (令和 7 年度)

(2) ごみの排出抑制・分別排出の状況

① ごみ有料化

指定ごみ袋等有料化の状況を表 3-1-2 に示す。

本市では、ごみ処理費用の負担とごみの減量・分別を推進するため、平成 18 年 4 月から可燃ごみ及び粗大ごみの収集を有料化（指定ごみ袋、粗大ごみ処理券）している。

資源ごみ、われたもの及び有害ごみの収集については分別収集かごを無料配布している。また、クリーンセンターへ直接搬入するごみについては、処理手数料として 5 kg あたり 68 円を徴収している。（令和 8 年 4 月 1 日より料金改定）

表 3-1-2 有料化の状況（令和 7 年 4 月現在）

区 分	ごみの種類	手数料	備 考
収集ごみ	可燃ごみ (指定ごみ袋)	小(15ℓ) 15円/枚	10枚単位で販売
		中(30ℓ) 30円/枚	
		大(45ℓ) 45円/枚	
収集ごみ	粗大ごみ (粗大ごみ処理券)	300円/枚	品目により枚数は異なる
	資源ごみ、われたもの、有害ごみ (分別収集かご)	無料	かん・びん、ペットボトル、 蛍光灯・乾電池類、われたもの
直接搬入ごみ	家庭系一般廃棄物	5kgにつき 68 円	(令和 8 年 4 月 1 日より) 100kg 以下 5kg につき 50 円 100kg 以上 5kg につき 80 円
	事業系一般廃棄物	5kgにつき 68 円	(令和 8 年 4 月 1 日より) 5kg につき 80 円

② 生ごみ処理機購入補助事業

平成 12 年 5 月から、家庭で発生する生ごみの減量化を図るために、電気式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器（コンポスト容器、EMぼかし容器）の購入に対する補助金を交付しており、購入価格の 1/2 に相当する額（限度額：電気式生ごみ処理機 25,000 円、生ごみ処理容器 3,000 円）を補助している。（補助金については見直しを予定）

過去 5 年間の補助実績は、表 3-1-3 に示すように電気式生ごみ処理機が 5 年間で 27 件、コンポスト容器が 14 件であった。

表 3-1-3 生ごみ処理機補助実績

項目\年度	単位:台/年				
	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
電気式生ごみ処理機	7	5	7	2	6
コンポスト容器	4	2	2	2	4
EMぼかし容器					
補助金(円)	139,800	56,100	148,500	39,000	127,400

③ 再資源集団回収事業

本市では、平成 17 年度から紙類、かん・びん類、古布等の資源を回収する団体に対して助成金を交付する大和高田市集団資源回収助成金交付制度を実施している。助成金は 1kg 当たり 4 円であり、登録団体に年間事務費として 3,000 円の助成を行っている。（助成金については見直しを予定）

過去 5 年間の集団回収実績は、表 3-1-4 に示すように実施団体数は減少傾向で推移し、回収量も減少している。

表 3-1-4 再資源集団回収実績

項目\年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実施団体数		94	92	88	88	82
回収量 (t/年)	古新聞	432	412	372	323	276
	古雑誌	181	151	137	131	119
	段ボール	356	256	249	242	194
	牛乳パック	4	4	3	2	2
	古布	48	44	43	40	34
	スチール缶	11	16	19	5	3
	アルミ缶	39	30	14	11	11
	びん	1	1	1	1	1
	ペットボトル	0	0	0	0	2
	計	1,072	914	838	755	642
	助成金(円)		4,569,244	3,928,956	3,615,340	3,280,108

④ 拠点回収

本市では現在、その他プラスチック製容器包装、廃食用油及び小型家電の拠点回収を実施しており、過去 5 年間の回収実績は表 3-1-5 に示すとおりである。

その他プラスチック製容器包装は、市内の公共施設 9 ヶ所で収集を実施している。

廃食用油は、公共施設を含む市内 13 ヶ所で月 1 回（市役所は毎日）回収を実施しており、回収した廃食用油は再生事業者に売払い、地球温暖化の要因となっている二酸化炭素の排出抑制と資源循環の啓発を行っている。

小型家電は、平成 25 年 4 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行され、環境省が公募を行った「平成 25 年度 小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」に本市が採択され、この構築実証事業の参加により、平成 25 年 11 月から使用済み小型家電回収ボックスを各公共施設 6 か所に設置し、有用金属の再資源化を行っている。

表 3-1-5 拠点回収実績

単位:t/年

項目\年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
その他プラスチック製容器包装 (食品トレイ、プラスチック製容器 包装、発泡スチロール)	119	146	110	76	67
廃食用油	6	4	4	4	4
小型家電	1	2	0	1	1

⑤ 資源ごみの分別収集

本市では、かん・びん、新聞、紙類、ペットボトルを資源ごみとして分別収集している。

収集したかん・びんはかん・びん処理施設において分別・圧縮処理、ペットボトルはペットボトル処理施設において圧縮・梱包処理し、それぞれ資源回収している。新聞、紙類は直接資源再生業者への引渡しにより資源回収している。

過去5年間の資源ごみ収集実績は、表 3-1-6 に示すようにペットボトル以外の資源ごみは減少傾向にある。

表 3-1-6 資源ごみ分別収集量の実績

単位:t/年

項目\年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
資源ごみ	1,604	1,531	1,474	1,276	1,200
かん・びん	519	504	492	460	440
新聞	408	394	355	295	277
紙類	518	463	452	346	313
ペットボトル	159	170	175	175	170

(3) 収集・運搬体制

現状の収集・運搬方法等を表 3-1-7 に示す。

排出方法は、燃えるごみが指定ごみ袋、われもの及び有害ごみ、かん・びん及びペットボトルが分別収集かご又は空けやすい容器、新聞及び紙類は紐結束等による排出としている。

また、拠点回収を実施しているその他プラスチック製容器包装、小型家電については回収ボックス、廃食用油は食用油の容器又はペットボトルによる排出としている。

収集頻度は、燃えるごみが週 2 回、粗大ごみは申込制による収集を行っている。

なお、事業系ごみについては、許可業者による収集もしくは直接搬入としており、処理手数料として 5kg につき 68 円を徴収している。(令和 8 年 4 月 1 日より料金改定)

表 3-1-7 ごみの収集・運搬方法等 (令和 7 年度)

分別区分		排出方法	収集頻度	収集主体	収集方法	
家庭系ごみ	燃えるごみ	指定ごみ袋	週2回	直営・委託	戸別方式	
	われもの	分別収集かご又は透明の袋	年数回 (第5水曜)	直営・委託	戸別方式	
	有害ごみ	分別収集かご又は透明の袋	月2回	直営・委託	戸別方式	
	資源ごみ	かん・びん	分別収集かご又は空けやすい容器	月1回	委託	戸別方式
		新聞	品目別に紐結束	月1回		
		紙類	品目別に紐結束	月2回		
		ペットボトル	分別収集かご又は空けやすい容器	月2回	直営・委託	拠点回収方式
		その他プラスチック製容器包装 (食品トレイ、発泡スチロール含む)	回収ボックス	随時	委託	
		小型家電	回収ボックス		直営	
	廃食用油	食用油の容器又はペットボトル	月1回 (市役所を除く)	委託		
粗大ごみ	申込制	月1回 (3~5点)	直営・委託	戸別方式		
事業系ごみ		収集運搬許可業者への依頼もしくは直接搬入				
収集・処理しないごみ	産業廃棄物・危険物・処理困難物 家庭用パソコン	建築廃材、営業用機材・器具、農機具・ドラム缶、自動車・単車、感染性医療廃棄物、感染性医療廃棄物、爆発・引火性のもの、危険性のあるもの、処理困難物、パソコン				
	家電リサイクル法対象家電	冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機				

(4) 中間処理・最終処分体制

本市における中間処理体制は、燃えるごみについては、クリーンセンター内のごみ中継施設で圧縮し大型コンテナ車に積替え、その後組合施設へ運搬し焼却を行っている。

粗大ごみやかん・びん、ペットボトルなどの資源物は、クリーンセンター内の各施設で、破碎・分別・圧縮等の処理を行っているが、設備の老朽化が進んでおり、焼却炉の跡地を利用してマテリアルリサイクル施設（以下「リサイクル施設という。）を整備する予定である。

最終処分については、本市は最終処分場を有していないため、組合施設で発生した焼却残渣はフェニックス処分場で埋立て処分し、処理が困難な不燃物は民間処分場で埋立て処分している。

表 3-1-8 中間処理施設等の概要

施設名称		大和高田市クリーンセンター
設置主体		大和高田市
所在地		奈良県大和高田市大字今里川合方23番地
敷地面積		約16,000㎡(借地含む)
ごみ中継施設	竣工年月	令和6年11月
	処理能力	90t/5h
	処理方法	コンパクト・コンテナ方式
粗大ごみ処理施設	竣工年月	昭和58年3月
	処理能力	30t/5h
	処理方法	衝撃圧縮せん断式
かん・びん処理施設	竣工年月	平成4年9月
	処理能力	0.4~0.6t/5h
	処理方法	破碎・選別・圧縮
ペットボトル処理施設	竣工年月	平成23年3月
	処理能力	0.3t/h
	処理方法	圧縮・梱包

施設名称		やまとecoクリーンセンター
設置主体		山辺・県北西部広域環境衛生組合
所在地		奈良県天理市岩屋町459番2
敷地面積		約25,000㎡
ごみ焼却施設	竣工年月	令和7年4月
	処理能力	284t/日(142t×2炉)
	処理方法	連続燃焼式(ストーカ) 廃熱ボイラー方式

2 ごみ処理の実績

(1) 総排出量の実績

過去5年間における総排出量の実績を表3-1-9及び図3-1-2に示す。

総排出量は令和3年度以降減少しており、家庭系及び事業系ともに減少している。また1人1日当たりの総排出量も減少していることから、ごみの減量意識が高まっているとみられる。

ごみの種類別では、可燃ごみ量の減少率が大きくなっており、集団回収量は特に減少率が大きくなってきている。

表3-1-9 総排出量の実績

単位:t/年

項目\年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
人口(人)		63,933	63,333	62,940	62,500	61,950
ごみ排出量	家庭系ごみ	13,637	13,177	12,523	11,938	11,434
	可燃ごみ	10,709	10,519	10,230	9,901	9,514
	粗大ごみ	1,217	1,046	745	699	652
	われもの	85	63	57	47	52
	有害ごみ	20	18	17	15	17
	資源ごみ	1,606	1,531	1,474	1,276	1,199
	事業系ごみ	8,186	8,484	8,222	8,044	7,041
	可燃ごみ	7,876	8,180	7,978	7,786	6,788
	粗大ごみ	310	304	244	258	253
	排出量合計	21,823	21,661	20,745	19,982	18,475
	可燃ごみ	18,585	18,699	18,208	17,687	16,302
	粗大ごみ	1,527	1,350	989	957	905
	われもの	85	63	57	47	52
	有害ごみ	20	18	17	15	17
資源ごみ	1,606	1,531	1,474	1,276	1,199	
集団資源回収量	1,072	913	838	754	642	
拠点回収量	126	152	114	80	72	
総排出量	23,021	22,726	21,697	20,816	19,189	
1人1日当たり(g/人・日)	0.987	0.983	0.944	0.912	0.849	
家庭系総排出量	14,835	14,242	13,475	12,772	12,148	
事業系総排出量	8,186	8,484	8,222	8,044	7,041	

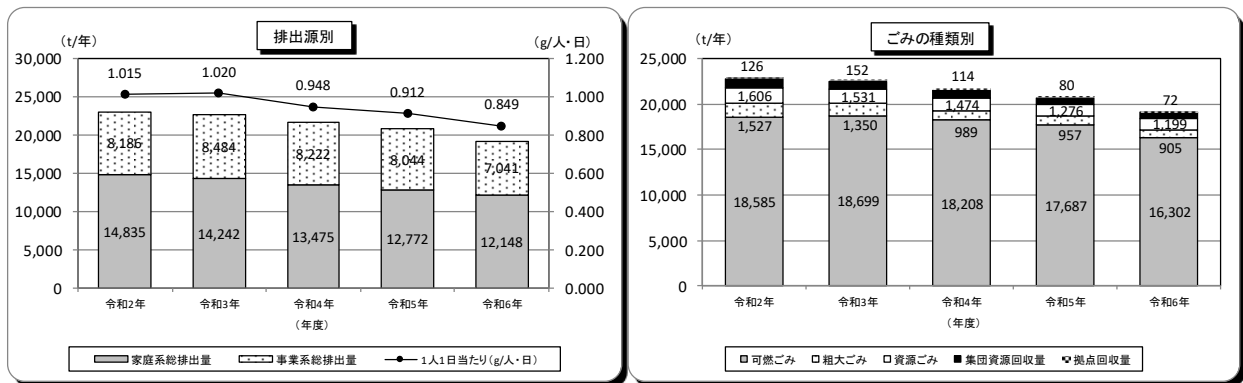


図3-1-2 総排出量の推移

(2) ごみ処理量の実績

過去5年間におけるごみ処理量の実績を表3-1-10及び図3-1-3に示す。

焼却処理量は、令和4年度以降減少しており、焼却残渣量の減少により最終処分量も減少している。

総資源化量は令和2年度以降に減少が続いており、令和6年度のリサイクル率は10.2%となっている。

表3-1-10 ごみ処理量の実績

単位:t/年

項目\年度		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総排出量		23,019	22,909	21,699	20,818	19,187
処理・処分量	焼却処理量	19,506	19,451	18,797	18,438	16,885
	焼却残渣量	3,191	3,128	2,742	2,763	2,366
	粗大ごみ処理量	1,527	1,350	989	957	905
	金属類(資源化)	224	176	137	143	165
	かん・びん処理量	520	504	492	460	440
	カン・ビン(資源化)	421	451	467	412	410
	不燃物等(埋立処分)	99	53	25	48	30
	ペットボトル処理量	160	170	175	175	170
	ペットボトル(資源化)	85	60	78	94	91
	総資源化量	2,807	2,554	2,400	2,165	1,946
	資源ごみ(新聞、紙類)	926	857	807	641	589
	粗大・不燃金属類	224	176	137	215	165
	かん・びん類	421	451	467	412	410
	ペットボトル類	85	60	78	94	91
	拠点回収量	79	97	73	49	49
	集団資源回収量	1,072	913	838	754	642
	リサイクル率	12.3%	11.3%	11.1%	10.5%	10.2%
	最終処分量	3,431	3,359	2,928	2,912	2,510
	焼却残渣	3,191	3,128	2,742	2,763	2,366
	不燃物等	155	168	129	102	93
処理困難物	85	63	57	47	51	

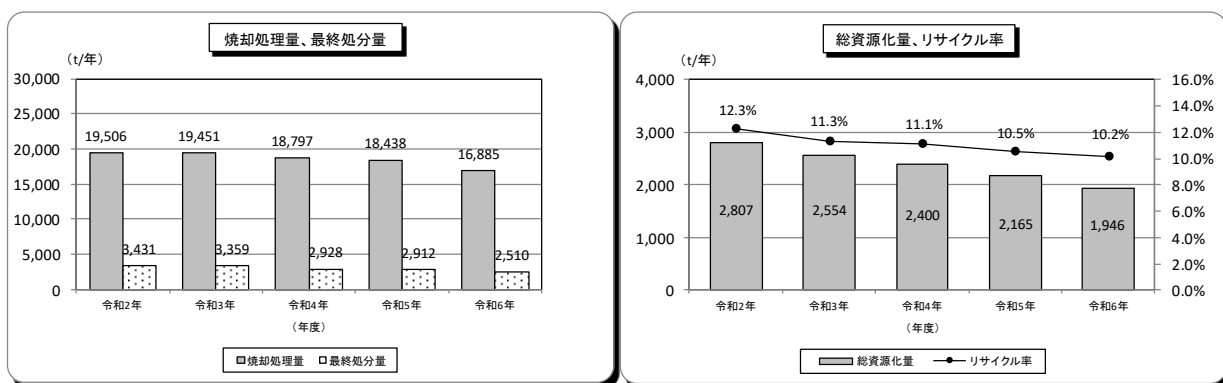


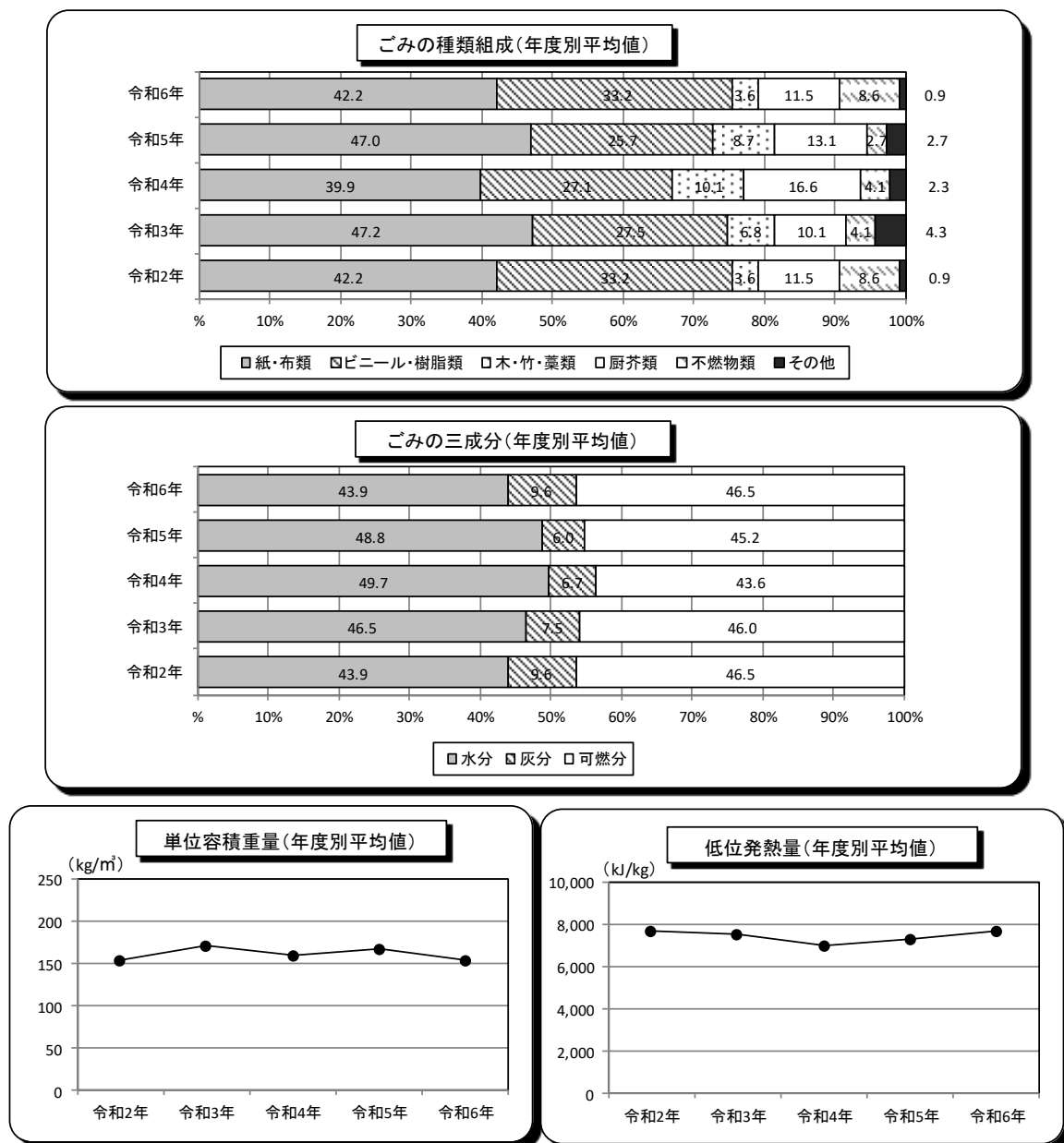
図3-1-3 ごみ処理量の推移

(3) ごみの性状

過去5年間のクリーンセンターに搬入される可燃ごみの性状を図3-1-4に示す。

ごみの組成は、紙・布類の割合が約40%前後で最も高く、次いでビニール・樹脂類、厨芥類となっている。三成分では、水分の割合が43.9~49.7%で最も高く、可燃分が43.6~46.5%、灰分が6.0~9.6%となっている。低位発熱量は増減しながら推移しており、過去5年間の平均値は約7,414kJ/kgである。

図3-1-4 可燃ごみの性状



(4) ごみ処理経費

過去5年間におけるごみ処理経費の実績を表3-1-11及び図3-1-5に示す。

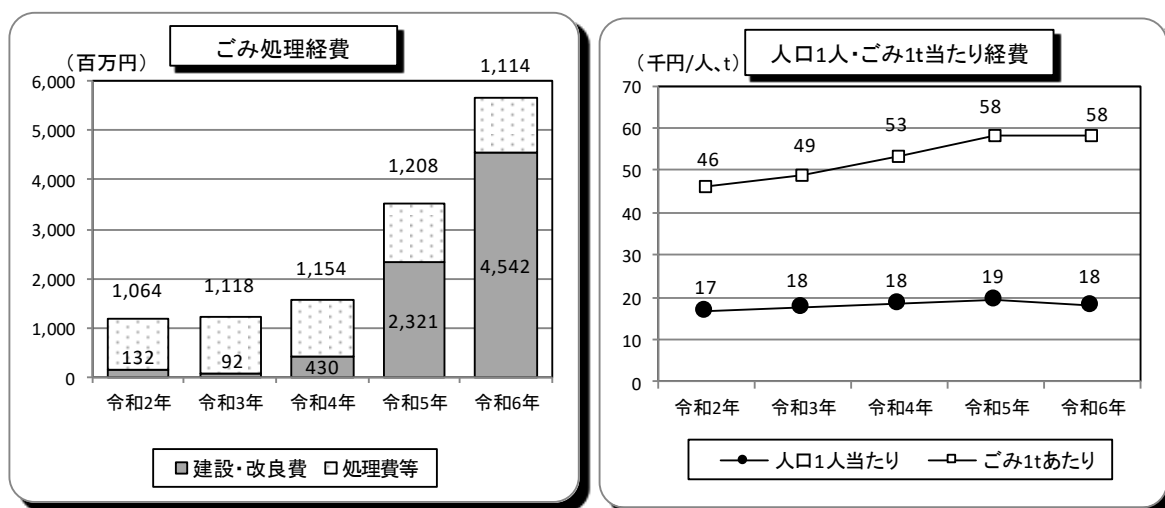
令和2年度以降、広域化に伴う施設整備費や建設負担金が年々増加し令和6年度が最も多くなっている。令和6年度での建設・改良費を含むごみ処理経費は5,655,865千円であり、市民1人当たりの処理及び維持経費は17,985円/人、ごみ処理量1t当たりの処理及び維持経費は58,069円/tとなっている。

表3-1-11 ごみ処理経費の実績

項目\年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
ごみ処理経費	(千円)	1,195,598	1,210,779	1,584,656	3,528,727	5,655,865
建設・改良費	(千円)	131,926	92,375	430,340	2,320,793	4,541,693
処理及び維持経費	(千円)	1,063,672	1,118,404	1,154,316	1,207,934	1,114,172
その他	(千円)	0	0	0	0	0
人口1人当たり経費 ※注1	(円/人)	16,637	17,659	18,340	19,327	17,985
人口	(人)	63,933	63,333	62,940	62,500	61,950
ごみ処理1tあたりの経費 ※注1	(円/t)	46,208	48,819	53,197	58,024	58,069
ごみ処理量 ※注2	(t/年)	23,019	22,909	21,699	20,818	19,187

注1) 1人当たり・1t当たり経費は、処理及び維持経費のみとする

注2) ごみ処理量(可燃ごみ量+粗大ごみ量+われもの+有害ごみ+資源ごみ)



1人当たり・1t当たり経費は、処理及び維持経費のみとする

図3-1-5 ごみ処理経費の推移

(5) 温室効果ガス排出量

本市のごみ処理事業に伴い排出される温室効果ガス(二酸化炭素換算値)は、表 3-1-12 に示すように令和 6 年度において 9,865 t、1 人 1 日当たり 0.436kg/人・日であり、その大半は中間処理過程(廃プラ焼却)に伴う排出量である。

表 3-1-12 ごみ処理事業に伴う温室効果ガス排出量(令和 6 年度実績)

区 分	温室効果ガス排出量		1人1日当たり 排出量 (kg/人・日)	備 考
	(kg-CO2/年)	構成比		
収集・運搬過程	142,985	1.4%	0.006	収集車両等の走行、燃料使用
中間処理過程	9,721,659	98.6%	0.430	燃料・電力使用 ごみ焼却(廃プラ含む)
(内廃プラ焼却分)	(7,220,576)	(73.2%)	0.319	
最終処分過程	0	0.0%	0.000	
合 計	9,864,644	100%	0.436	

注) 温室効果ガス排出量は、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(令和7年 3月一部改訂)の算出方法に基づき算出した

第2節 ごみ処理行政の動向

1 国の動向

(1) 循環型社会形成に係る法体系

「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会構築に向けた基本的枠組みを定めた法律であり、「廃棄物処理法」はこの法律の実施法として「環境基本法」のもとに明確に位置付けられ、廃棄物を取り扱う上で念頭に置くべき理念が追加されるなど新たな体系が組み立てられた。同時に「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」も改正され、事業者に対する再生資源の利用や製品の長寿命化など循環型社会形成推進基本法の実施法として位置付けられている。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が制定、更に令和3年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が制定され、既に施行されていた「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」や「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」とともに、循環型社会形成の推進のための法体系が図3-2-1に示すように整備されている。

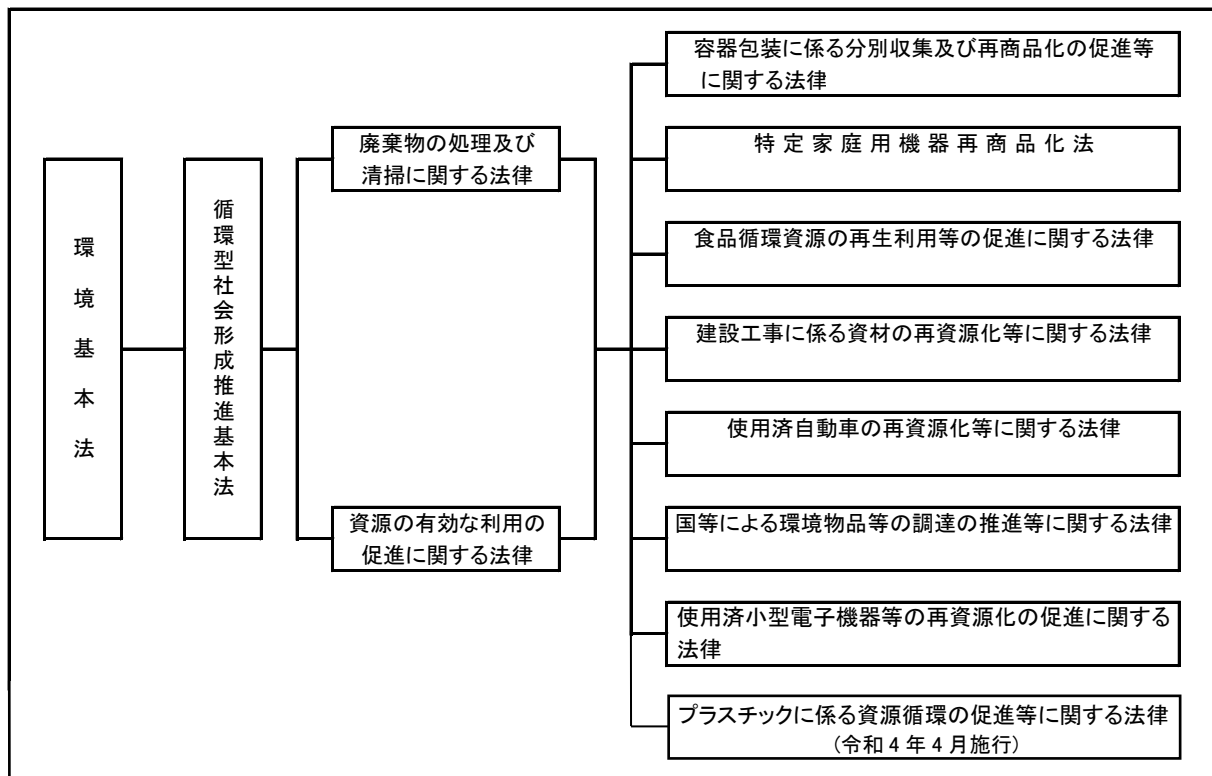


図3-2-1 循環型社会形成の推進のための法体系

(2) 排出量の目標等

国は、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）」（令和7年2月改正）の中で、一般廃棄物の排出量等の目標を設定している。この目標値については、第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）に基づき設定されたものである。

国の減量化目標等を表3-2-1に示す。

表3-2-1 国の減量化目標等

指 標	目標値(目標年度)	出 所 等
一般廃棄物の排出量	令和4年度比約9%削減(令和12年度) ※40百万トン(R4年度)→約37百万トン(R12年度)	第5次循環計画における循環利用率等の目標値の算出過程で設定した値
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約478グラム(令和12年度) ※R4年度は496グラム	
一般廃棄物の出口側循環利用率	約26%(令和12年度) ※R4年度は約20%	
一般廃棄物の最終処分量	令和4年度比約5%削減(令和12年度) ※3.4百万トン(R4年度)→約3.2百万トン(R12年度)	
一人一日当たりのごみ焼却量	約580グラム(令和12年度) ※R4年度は679グラム	第5次循環計画

(3) 循環型社会形成推進交付金制度

国は、平成17年度から従来の「廃棄物処理施設国庫補助制度」を廃止し、新たに広域的な観点から循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金制度」を創設した。これは、廃棄物の3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的としたものである。交付金の特徴は、①地方の自主・裁量性の極めて高い制度である、②戦略的な目標設定と事後評価を重視している、③国と地方が構想段階から協働し循環型社会づくりを推進する、の3点である。

交付の対象は、人口5万人以上又は面積400k㎡以上の計画対象地域を構成する市町村（過疎地域等を含む場合は人口又は面積にかかわらず対象）とし、交付金の額は算定対象事業費の1/3（又は1/2）を市町村に交付するものとしている。

2 県の動向

(1) 減量化目標等

奈良県では、廃棄物処理法に基づき策定した「奈良県廃棄物処理計画（第5次）」（令和5年3月）の中で、一般廃棄物の減量化目標を表3-2-2に示すとおり定めている。

表 3-2-2 奈良県廃棄物処理計画（第5次）の減量化目標

区 分	減量化の目標
基準年度	令和2年度
目標年度	令和9年度
排出量削減率	15%削減（821g/人・日）
再生利用率	19.3%
最終処分率	11.0%

注) 削減率の目標値は、基準年度に対する目標年度での削減率

資料:「奈良県廃棄物処理計画」(令和5年3月)

(2) 広域化の動向

奈良県内で初めての大規模なごみ処理の広域化として、本市を含む天理市・山添村・三郷町・安堵町・川西町・三宅町・上牧町・広陵町・河合町の10市町村による「山辺・県北西部広域環境衛生組合」が平成28年4月に設立された。奈良県は、これを奈良モデルプロジェクトの一環として、奈良県ごみ処理広域化推進補助金及び奈良県ごみ処理広域化施設整備補助金を創設するなど、広域化の促進が図られている。

山辺・県北西部広域環境衛生組合については、表3-2-3に示すとおりである。

表 3-2-3 山辺・県北西部広域環境衛生組合

構成市町村	人 口 (人)	ごみ総排出量 (t)	広域処理品目	備 考
大和高田市	62,500	20,816	可 燃	リサイクル施設整備予定
天 理 市	61,453	20,279	可燃・粗大、資源	
山 添 村	3,143	839	可燃・粗大、資源	
三 郷 町	22,475	7,192	可 燃	リサイクル施設整備予定
安 堵 町	7,081	1,819	可燃・粗大、資源	
川 西 町	8,145	2,408	可燃・粗大、資源	
三 宅 町	6,548	1,661	可燃・粗大、資源	
上 牧 町	21,380	6,517	可燃・粗大、資源	
広 陵 町	35,162	9,974	可燃・粗大、資源	
河 合 町	16,870	5,651	可 燃	リサイクル施設整備予定
・やまと eco クリーンセンター(エネルギー回収型廃棄物処理施設) 処理能力:284t/日(142t/日×2炉) ・やまと eco リサイクルセンター(マテリアルリサイクル廃棄物処理施設) 処理能力:23.5t/日(5時間)				

(人口・廃棄物量は、R5 廃棄物処理実態調査による)

第3節 ごみ処理の評価及び課題

1 ごみ処理の評価

(1) 前計画の中間目標値の達成状況

平成 29 年 3 月に策定した前計画の中間目標の減量化量は以下のとおりである。

■前計画（平成 29 年 3 月）の中間目標値

基準年度：平成 27 年度 目標年度：令和 5 年度

◎ごみ排出量

平成 27 年度より 25 g/人・日の削減

平成 27 年度実績値と令和 5 年度実績値を比較すると、表 3-3-1 に示すようにごみ総排出量（g/人・日）では、令和 5 年度実績値は平成 27 年度実績値よりも 109 g 削減されている。

令和 5 年度の実績値と前計画の中間目標値を比較すると、令和 5 年度実績値は中間目標値よりも 84 g 少なくなっており、前計画の中間目標値の削減量は達成となっている。

表 3-3-1 前計画の中間目標値

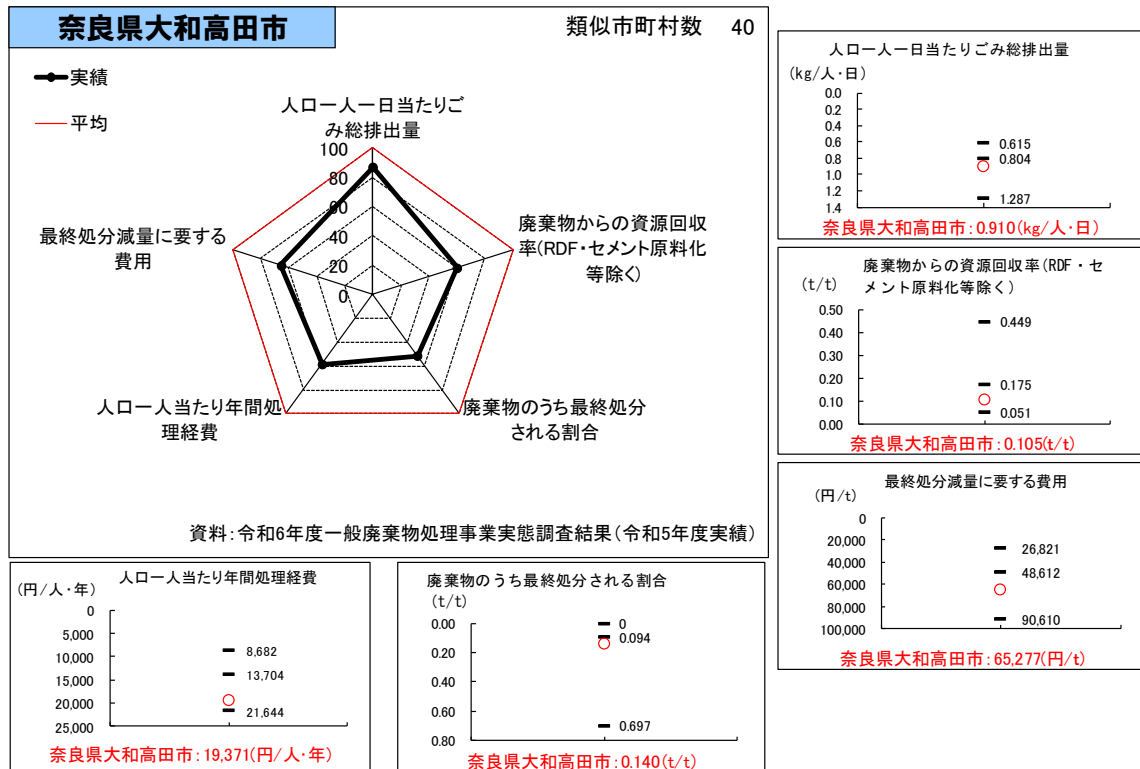
項目\年度		実績値		前計画中間目標値	備 考
		平成27	令和5	令和5	
人 口	(人)	67,540	62,500	62,044	
ごみ総排出量	(t/年)	25,254	19,189	23,896	
	(g/人・日)	1,022	849	997	前計画中間目標値

(2) ごみ処理システムの評価

環境省の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、本市のごみ処理システムを評価した。比較対象としたのは、産業構造等の似通った全国の類似自治体であり、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和5年度実績版）」を用いて評価を行った。

支援ツールによる評価結果を図3-3-1に示す。

令和5年度実績では、全ての項目で類似市町村平均値を下回る結果であった。



標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	人口一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.804	0.175	0.094	13,704	48,612
最大	1.287	0.449	0.697	21,644	90,610
最小	0.615	0.051	0	8,682	26,821
標準偏差	0.122	0.0079	0.110	3,180	13,878
当該市町村実績	0.91	0.105	0.14	19,371	65,277
指数値	86.8	60.0	51.1	58.6	65.7

※指標の算出方法

指 標		算 出 式	単 位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365(or 366) ÷ 計画収集人口 × 10 ³	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円/t

図3-3-1 ごみ処理システムの評価結果（令和5年度実績比較）

2 ごみ処理の課題

(1) ごみの発生・排出抑制に関する課題

本市の総排出量（集団回収を含む）は、表 3-3-2 に示すように減少している。また 1 人 1 日当たりの総排出量も同様の傾向を示している。

また、国の「第 5 次循環型社会形成推進基本計画」では、令和 4 年度に対して令和 12 年度の総排出量（g/人・日）を 9%削減（890 g）、家庭系ごみ排出量（g/人・日）を 478 g に削減することを目標としており、本市の場合、令和 6 年度において総排出量が令和 4 年度に対して 10.15%減と国の目標値に達している。また家庭系ごみ排出量は年々減少を続け、令和 6 年度の実績として 537 g/人・日となっている。国の減量化目標を達成する見込みではあるが、更なるごみの減量化を推進する必要がある。

表 3-3-2 総排出量の実績

項目\年度	実績値					対令和4年度比	
	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6		国目標値
人口(人)	63,933	63,333	62,940	62,500	61,950		
総排出量	23,021	22,726	21,697	20,816	19,189		
(g/人・日)	987	983	944	910	849	-10.15%	-9%
家庭系ごみ	14,835	14,242	13,475	12,772	12,148		
資源ごみ	2,807	2,554	2,400	2,165	1,946		
(g/人・日)	636	616	587	560	537		478
事業系ごみ	8,186	8,484	8,222	8,044	7,041		

注) 国目標値: 第5次循環型社会形成推進基本計画の令和12年度目標値

※家庭系ごみは集団資源回収量を含む

(2) 分別収集に関する課題

本市では、容器包装廃棄物を資源ごみとして分別収集するとともに、アルミ缶、スチール缶、びん、段ボール及び牛乳パックを集団回収（他に古新聞・古雑誌・古布も回収）している。第5次循環型社会形成推進基本計画の基準年の令和4年度実績と令和6年度実績を比べると、表3-3-3に示すように概ねすべての項目で下回っている。これは、人口減や少子化、小家族化など社会情勢の変化や容器の多様化などが考えられる。

現在、「その他プラスチック製容器包装」は拠点回収のみであるため、分別収集量が少ないと考えられることから、今後、整備予定のリサイクル施設整備に伴い「その他プラスチック製容器包装」の戸別収集の実施により回収量を増加させる必要がある。なお、「その他プラスチック製容器包装」の戸別収集を行うにあたっては、住民の理解や周知徹底が必要である。

表 3-3-3 容器包装廃棄物の回収実績

区 分		令和4年度		令和6年度	
		(t/年)	(g/人・日)	(t/年)	(g/人・日)
缶類	スチール製容器	62	2.70	53	2.34
	アルミ製容器	78	3.40	72	3.18
	計	140	6.09	125	5.53
ビン類	無色のガラス製容器	153	6.66	134	5.93
	茶色のガラス製容器	117	5.09	103	4.56
	その他の色のガラス製容器	57	2.48	49	2.17
	計	327	14.23	286	12.65
プラ類	ペットボトル	175	7.62	91	4.02
	その他プラスチック製容器包装	46	2.00	49	2.17
	計	221	9.62	140	6.19
紙類	飲料用紙製容器	0	0.00	0	0.00
	段ボール製容器	4	0.17	2	0.09
	計	4	0.17	2	0.09
合 計		692	30.12	553	24.46
人 口 (人)		62,940		61,950	

(3) 再資源化に関する課題

本市では、資源ごみの分別収集を行うとともに中間処理施設で粗大ごみや資源ごみからの資源化物の回収を行っているが、事業系ごみの資源化が進んでいないため、事業所の意識改革と啓発が必要である。また、ここ数年の人口減による資源化量の減少と新型コロナ禍時に集団資源回収量が著しく低下したが、その後の回復が見られない状況である。本市のリサイクル率は令和5年度で10.2%となっており、奈良県の平均(15.7%)、全国の平均(19.5%)を大きく下回っている。このような状況から、さらなる収集品目の拡大など、資源ごみの分別収集を促進する必要がある。

(4) 収集・運搬に関する課題

ごみの有料化以降、住民のごみの分別意識は向上しているが、無料である「その他プラスチック製容器包装」の排出においては、異物などごみが混入するなどマナーが守られていないものがある。

商業地におけるごみ収集において、事業系ごみが混在したまま排出されるなど、事業者へ事業系ごみの適正処理を啓発する必要がある。

戸別収集を基本にごみの収集を行っているが、細い路地の地区や集合住宅では、ごみ集積場所にて回収を行っていることから、分別のマナーが守られていない場合もあり、広報誌等により継続的に協力を呼びかけていく必要がある。

リサイクル施設整備により、拠点収集から戸別収集への移行や、分別収集品目の追加など、今後の収集方法や体制について見直す必要がある。

(5) 中間処理に関する課題

可燃ごみは、ごみ中継施設で大型車両に積替えて組合施設へ運ばれ安定的に処理されている。粗大ごみ処理施設や資源化施設は老朽化により、既設焼却施設の跡地利用としてリサイクル施設を整備する予定である。リサイクル施設建設にあたっては、既設の施設を安全かつ適正に解体・撤去し、有効な跡地利用を行う必要がある。

(6) 最終処分に関する課題

本市では、最終処分場を保有しておらず、組合施設で発生する焼却残渣はフェニックス処分場で処分し、処理が困難な不燃物は民間処分場でそれぞれ処分している。

現時点で、市域内において最終処分場を確保することは極めて困難な状況であり、当面は現状どおり委託処分することになるため、さらなる最終処分量の減量化及び減容化を図る必要がある。

第4節 ごみ処理の基本方針

1 基本理念

ごみ問題を根本から解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に代表される浪費型社会から脱却し、循環型社会に移行することが必要である。これは、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質を効率的に利用し、リサイクルを進めることで、環境への負荷をできるだけ少なくしていくことを指している。

循環型社会形成推進基本法では、「循環型社会」を①廃棄物等の発生抑制、②資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の浪費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と位置付けている。

循環型社会を構築するためには、市民・事業者・行政が一体となって3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）の取り組みを推進する必要がある。

また、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題が深刻化しており、ごみ処理事業においても焼却量の削減や省エネルギー化、熱エネルギーの有効利用等による温室効果ガス排出量の削減が求められている。

本市では、前計画に基づき3Rを行動理念とした施策を展開し、ごみの発生・排出抑制を推進するとともに、資源の有効利用を図るなど、循環型社会の構築に努めてきた。

今後は、新たなごみ処理体制のもと、排出抑制を最優先にし、住民、事業者、行政が一体となって循環型社会の形成を推進していくこととする。

基本理念

『排出抑制を最優先にした資源循環型社会の形成』

2 基本方針

「排出抑制を最優先にした資源循環型社会の形成」を実現するための基本方針を以下のとおりとする。

(1) 排出抑制を最優先にした、ごみの減量・資源化の促進

排出抑制の意義と3Rの優先順位の周知を図り、普及啓発などを通じ、住民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となつてごみの減量化・資源化の強化を図る。

(2) ごみ処理サービスの向上

ごみ処理についての情報提供を十分に行うとともに、住民の目線に立った、ごみ処理サービスの提供に努める。

(3) 計画的な施設整備の推進

資源化の促進のため、既設資源化施設を集約する形で、焼却施設解体後の跡地にリサイクル施設を整備していく。また周辺地域への景観保全のため、クリーンセンター全体の整備に努める。

(4) 安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築

大規模災害発生時においても安心、安全に廃棄物の処理を実施できる体制の整備を構築していく。

3 ごみの減量化方針

本市では、ごみ処理に係る基本方針をより具体化するための減量化方針を山辺・県北西部広域環境衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「組合基本計画」という。）で定めた減量化目標を踏まえたうえで、以下に示すとおりとする。

■ごみの減量化方針

(1) 「ごみゼロ生活」の推進	<p>廃棄物対策は不要となるもの（廃棄物・ごみ）を排出させない・減らすことが重要である。家庭や事業所で廃棄物を発生させない生活スタイルや事業活動に転換するために、ごみ減量意識を高めるとともに、住民、事業者の自主的な行動につながる施策を展開する。</p>
(2) 事業系の自主的な取組の促進	
(3) 各種リユースの促進	<p>排出抑制した後に出てくる廃棄物は循環利用を促進する必要がある。循環型社会を形成していくために、消費→廃棄→処理→処分までの各段階において、廃棄物のリユースとリサイクルの優先順位を考慮することが大切である。</p> <p>不要物のリユース、廃棄物の資源化物回収によりリサイクルなどをさらに進め、循環利用の促進を図る。</p>
(4) 廃棄物系バイオマスの有効促進	

4 ごみ処理体制

目標年度（令和13年度）におけるごみ処理主体を表3-4-1に、ごみ処理計画フローを図3-4-1に示す。

表3-4-1 ごみの処理主体（令和13年度）

分別区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系	燃えるごみ	直営/委託	直営(組合)	委託
	われもの	直営/委託	—	委託
	その他プラスチック	委託	委託	資源化
	ペットボトル	直営/委託	委託	資源化
	かん・びん	委託	委託	資源化
	有害ごみ	直営/委託	—	委託
	小型家電	直営	—	資源化
	粗大ごみ	直営/委託	委託	資源化/委託
	新聞	委託	—	資源化
	紙類 (雑誌、段ボール、牛乳パック等)	委託	—	資源化
	古布	直営/委託	—	資源化
	廃食用油	委託	—	資源化
	事業系	可燃ごみ(一般廃棄物)	許可業者/自己搬入	直営(組合)
粗大ごみ(一般廃棄物)		許可業者/自己搬入	委託	委託
古着(一般廃棄物)		許可業者/自己搬入	—	資源化

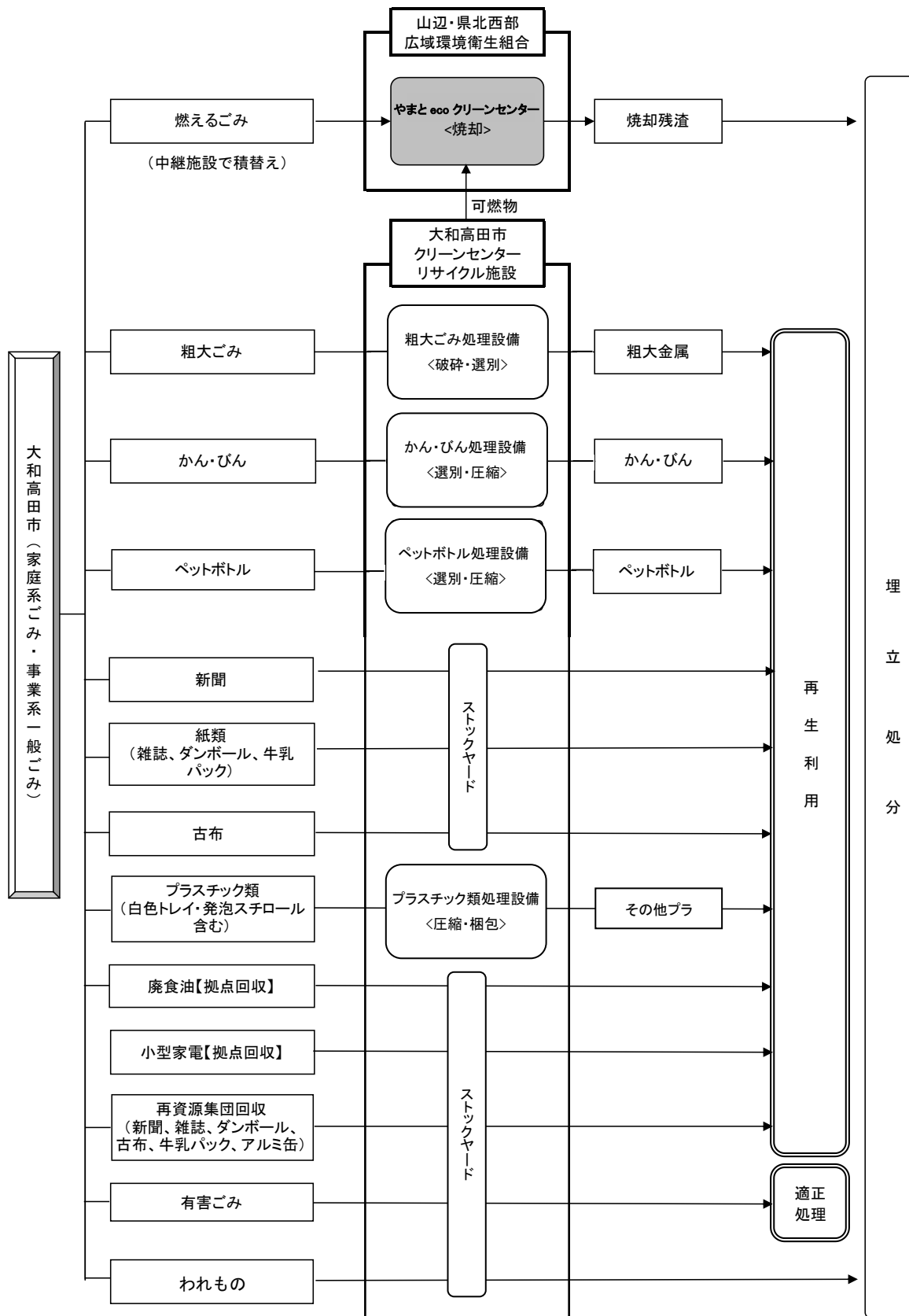


図 3-4-1 ごみ処理計画フロー (令和 13 年度)

第5節 ごみ量の将来予測及び減量化目標の設定

1 ごみ量の将来予測

(1) 人口及びごみ量の予測結果

本市の将来人口については、「大和高田市人口ビジョン」（令和2年3月）を基に令和6年度の人口実績に対して補正をおこない予測した結果、令和13年度を57,531人とした。排出量については、過去5年間の実績値を用いて家庭系総排出量原単位（集団回収を含む）と事業系ごみ総排出量に分けて予測することとするが、過去5年間で一定の傾向が見られないことから、令和6年度実績でほぼ推移するものとする。

なお、処理量の予測については組合施設の稼働が1年未満と実績がないため、推計が困難であることから、排出量の予測のみとする。

人口及びごみ量の予測結果を図3-5-1及び表3-5-1に示す。

総排出量は、人口の減少に伴い、中間目標年度の令和5年度実績に対して令和13年度では、約12.1%減となっている。

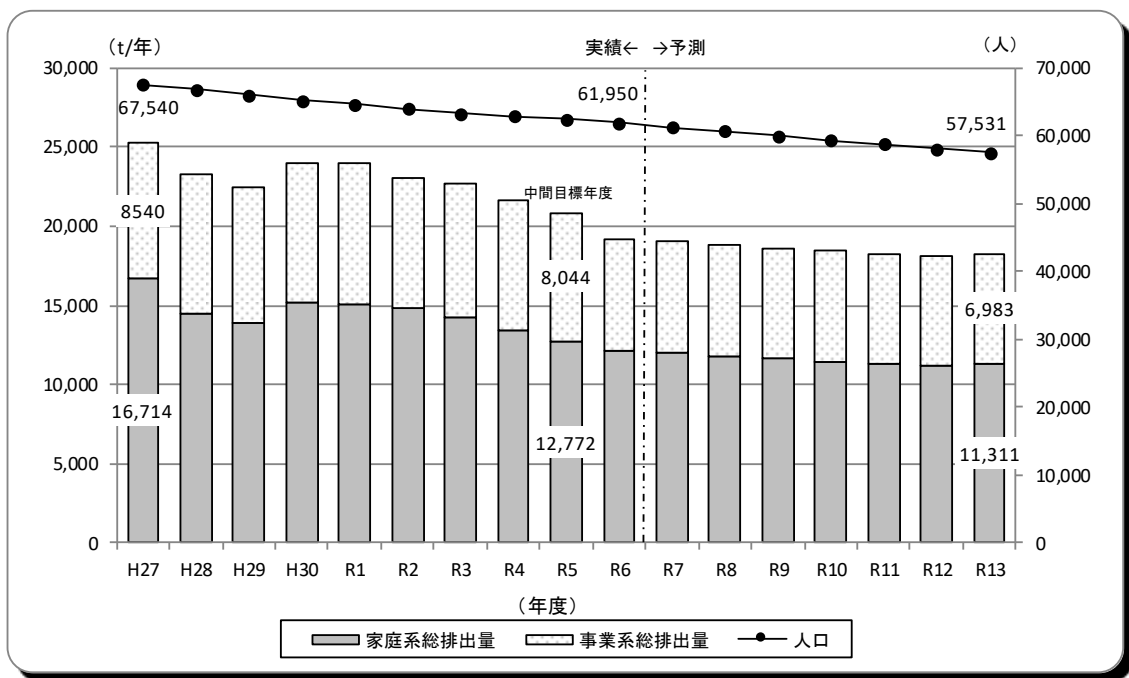


図 3-5-1 人口及び総排出量の予測結果

表 3-5-1 人口及びごみ量の予測結果

項目\年度		実績値 令和5	予測値		
			令和13	対R5比	
行政区域内人口(計画収集人口)		人	62,500	57,531	-8.0%
年間日数		日	366	366	—
総 排 出 量	家庭系総排出量	t/年	12,772	11,311	-11.4%
	集団回収量	t/年	754	595	-21.1%
	古新聞	t/年	323	255	-21.1%
	古雑誌	t/年	131	103	-21.4%
	段ボール	t/年	242	191	-21.1%
	牛乳パック	t/年	3	2	-33.3%
	古布	t/年	40	32	-20.0%
	スチール缶	t/年	4	3	-25.0%
	アルミ缶	t/年	10	8	-20.0%
	びん	t/年	1	1	0.0%
	家庭系ごみ排出量	t/年	12,018	10,716	-10.8%
	可燃ごみ	t/年	9,901	8,590	-13.2%
	粗大ごみ	t/年	699	594	-15.0%
	われもの	t/年	47	48	2.1%
	有害ごみ(蛍光灯・乾電池等)	t/年	15	16	6.7%
	資源ごみ	t/年	1,276	1,468	15.0%
	かん・びん	t/年	460	414	-10.0%
	新聞	t/年	295	265	-10.2%
	紙類	t/年	346	305	-11.8%
	ペットボトル	t/年	175	160	-8.6%
	古布	t/年	—	70	
	その他プラスチック容器包装	t/年	—	210	
	拠点回収	t/年	80	44	-45.0%
	その他プラスチック容器包装	t/年	76	—	
	小型家電	t/年	0	40	
	廃食用油	t/年	4	4	0.0%
	事業系総排出量	t/年	8,044	6,983	-13.2%
可燃ごみ	t/年	7,786	6,678	-14.2%	
粗大ごみ	t/年	258	251	-2.7%	
古布	t/年	—	54		
総排出量	t/年	20,816	18,294	-12.1%	
1人1日あたり総排出量	g/人・日	910	869	-4.5%	

(2) 国、県の減量化目標と本市の予測値

本市の予測値について、国及び奈良県の減量化目標値を比較するにあたり表 3-5-2 に示す。国の第 5 次循環型社会形成推進基本計画の一人一日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値については、目標を達成しているが、総排出量の排出削減目標は未達成となっている。最終処分量は、組合施設で高度な焼却処理を行なっているため、今後の実績によっては削減が見込める。再生利用量と再生利用率は、家庭系ごみにおいては進んでいるが、事業系ごみの再生利用が課題となっているため未達成である。

表 3-5-2 国、奈良県の減量化目標値と本市の状況

■国の実績値と目標値

指 標	基準年度実績値 (令和4年度)	目標年度 (令和12年度)
一般廃棄物の排出量	40百万トン	約9%削減 約37百万トン
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	496グラム	478グラム
一般廃棄物の出口側循環利用率	約20%	約26%
一人一日当たりのごみ焼却量	679グラム	約580グラム
一般廃棄物の最終処分量	8.7百万トン	約5%削減 約7.8百万トン

出典：第5次循環型社会形成推進基本計画(令和6年8月2日閣議決定)

■奈良県の実績値と目標値

指 標	基準年度実績値 (令和2年度)	目標年度 (令和9年度)
最終処分量 (最終処分率)	51千トン/年 (11.6%)	43千トン/年 (11.0%)
再生利用量 (再生利用率R)	69千トン/年 (15.8%)	75千トン/年 (19.3%)
排出量※注1 (一人一日あたり)	434千トン/年 (883g/人・日)	391千トン/年 (821g/人・日)

※注1：集団回収量を含む

出典：奈良県廃棄物処理計画(第5次)計画 令和5年3月

■本市の実績値(中間目標)と目標値

指 標	実績値 (令和5年度)	目標年度 (令和13年度)
最終処分量 (最終処分率)	2,913トン/年 (14.0%)	2,396トン/年 (13.0%)
再生利用量 (再生利用率R)	2,165トン/年 (10.4%)	2,063トン/年 (11%)
排出量(集団回収量を含む) (一人一日あたり)	20,816トン/年 (910g/人・日)	18,294トン/年 (869g/人・日)
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	465グラム	439グラム

2 減量化目標の設定

(1) ごみの排出削減目標

国の第5次循環型社会形成推進基本計画では、一般廃棄物の排出量を令和4年度実績値に対して令和12年度で約9%削減することを目標としている。本市においては、ごみの総排出量を令和5年度実績に対して令和13年度には約12%削減することを目標とし、一人一日あたり約50g以上を削減する。また、一人一日あたりの家庭系ごみ排出量の目標値については、国は令和12年度で478gとしている。本市の令和5年度実績では465gと国の目標値を既に達成しているが、令和13年度には更に28g以上削減することを目標とする。

■ごみの排出削減目標

・ごみ総排出量（令和5年度実績に対する削減率）

計画目標年度（令和13年度）：一人一日あたり約50g以上削減

・家庭系ごみ排出量（令和5年度実績に対する削減率）

計画目標年度（令和13年度）：一人一日あたり約28g以上削減

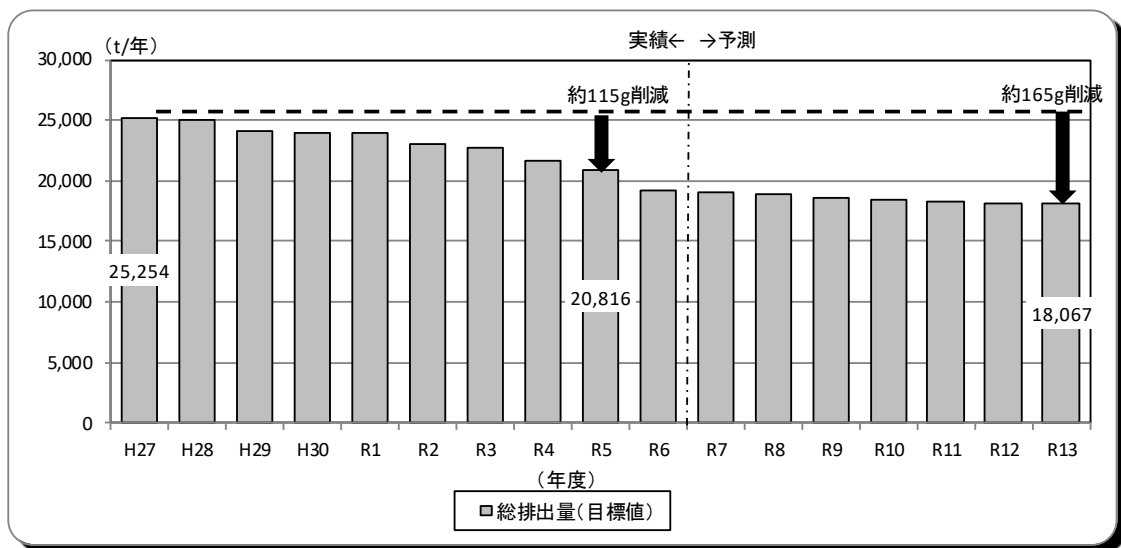


図 3-5-2 排出削減によるごみ総排出量の目標値

(2) 再生利用の目標

国の第5次循環型社会形成推進基本計画では、一般廃棄物の出口側循環利用率を令和12年度の目標を約26%としている。しかし、本市では平成29年9月から令和3年3月までごみの減量対策を実施しごみ量が減少、加えてコロナ禍によって集団資源回収の自粛などにより資源化量と資源化率は大きく下がっている。よって、中間目標年度の令和5年度を基準とした新たな目標値を設定する。

本市では、新たなリサイクル施設の完成を令和13年度としており、収集品目の拡大やその他プラスチック容器方法の戸別収集などにより、リサイクル率を令和5年度に対して約1%増加させることを目標とする。

■再生利用の目標

リサイクル率の増加目標（令和5年度実績に対する増加率）

計画目標年度（令和13年度）：約1%増加

※リサイクル率：資源ごみ（集団回収、拠点回収含む）÷総排出量×100

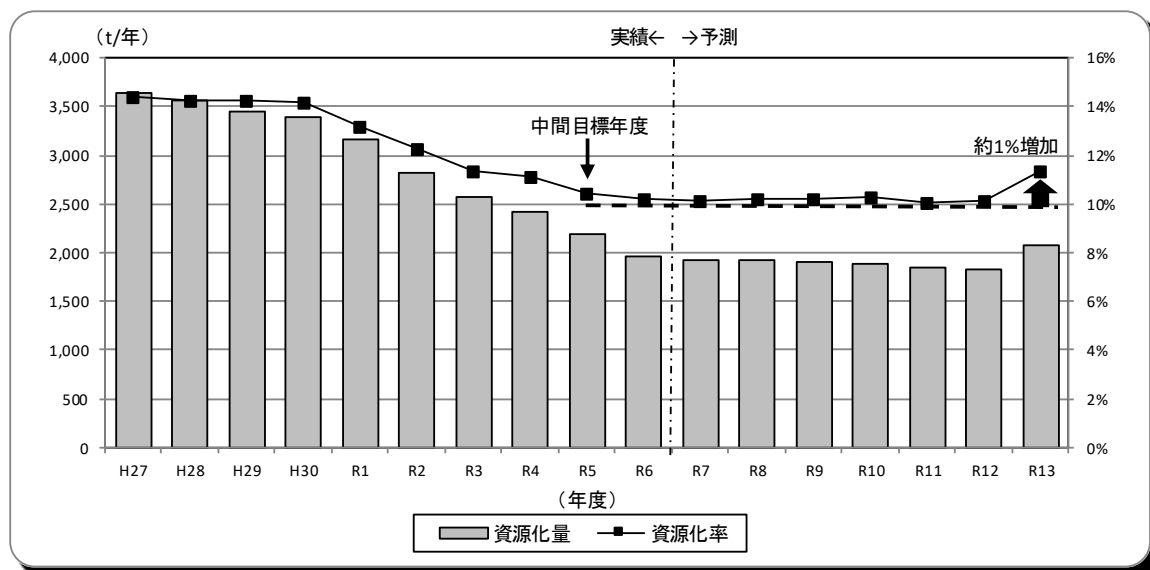


図 3-5-3 資源ごみ量及びリサイクル率の目標値

(3) 最終処分量の目標

国の第5次循環型社会形成推進基本計画では、令和12年度における最終処分量を令和4年度実績に対して約5%削減することを目標としている。本市では、組合施設の熱しゃく減量が10%以下と見込まれるため、令和13年度における最終処分量を令和5年度実績に対して1%削減することを目標とし、年間約517トンを減量する。

■最終処分の目標

最終処分率（令和13年度）

令和5年度実績に対して1%以上減

※最終処分率：最終処分量÷総排出量×100

表 3-5-3 減量化目標による総排出量

項目\年度		実績値		目標値	
		令和5	令和13	対R5比	
行政区内人口（計画収集人口）		人	62,500	57,531	—
年間日数		日	366	366	—
総 排 出 量	家庭系総排出量	t/年	12,773	11,157	-12.7%
	集団回収量	t/年	754	537	-28.8%
	古新聞	t/年	323	200	-38.1%
	古雑誌	t/年	131	100	-23.7%
	段ボール	t/年	242	190	-21.5%
	牛乳パック	t/年	3	2	-33.3%
	古布	t/年	40	30	-25.0%
	スチール缶	t/年	4	4	0.0%
	アルミ缶	t/年	10	10	0.0%
	びん	t/年	1	1	0.0%
	家庭系ごみ排出量	t/年	12,019	10,620	-11.6%
	可燃ごみ	t/年	9,901	8,500	-14.2%
	粗大ごみ	t/年	699	590	-15.6%
	われもの	t/年	47	40	-14.9%
	有害ごみ（蛍光灯・乾電池等）	t/年	15	15	0.0%
	資源ごみ	t/年	1,277	1,430	12.0%
	かん・びん	t/年	460	410	-10.9%
	新聞	t/年	295	270	-8.5%
	紙類	t/年	347	310	-10.7%
	ペットボトル	t/年	175	160	-8.6%
	古布	t/年	—	70	
	その他プラスチック容器包装	t/年	—	210	
	拠点回収	t/年	80	45	-43.8%
	その他プラスチック容器包装	t/年	76	—	
	小型家電	t/年	—	40	
	廃食用油	t/年	4	5	25.0%
	事業系総排出量	t/年	8,043	6,910	-14.1%
可燃ごみ	t/年	7,786	6,600	-15.2%	
粗大ごみ	t/年	257	250	-2.7%	
古布	t/年	—	60		
総排出量	t/年	20,816	18,067	-13.2%	
1人1日あたり総排出量	g/人・日	912	860	-5.7%	

第6節 ごみの排出抑制・分別収集計画

1 計画の方針

ごみの排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民及び事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集（排出）を促進することにより、ごみの適正な循環的利用に努めるものとする。

2 ごみの排出抑制のための施策

(1) ごみ有料化制度の充実

既を実施している家庭系ごみ収集の有料化については、実施状況及びその効果について点検・評価を行い、必要に応じて効果の維持もしくは効果を向上させる対策を検討、実施していくものとする。

また、直接搬入ごみ及び事業系ごみの処理手数料については、今後の排出状況、近隣市町の動向やコスト意識による減量効果を視野に入れながら必要に応じて見直しを行うものとする。

(2) 環境教育、普及啓発の充実

住民、事業者に対してごみの排出抑制及びごみの適切な分別に関する啓発や情報提供を行う。

- ① 学校の環境教育の一環として、ごみ処理施設の見学会を行う中で、ごみの排出状況やごみ処理に要する経費の増加等、ごみ処理の状況についての情報を提供する。
- ② 広報誌や市のホームページ、分別アプリ等において、ごみ減量化の意義及び効果、ごみの適切な出し方等についての啓発や情報提供を行う。
- ③ 環境学習機能や再生利用品の展示機能、情報発信機能等を有する啓発施設の整備を検討する。

(3) 容器包装廃棄物の排出抑制

消費者、販売事業者、行政の連携・協議による地域レベルでのレジ袋の削減（マイバッグ・マイ箸・マイ水筒運動の推進）、過剰包装の抑制、使い捨て容器等の使用抑制に向けた対話や普及啓発活動の促進等により容器包装廃棄物の排出抑制に努める。

また、地域においてリユースびんの利用・返却・再利用の促進が図られるよう、関係者間の連携構築と普及啓発に努めるとともに、その他のリユース容器についても、利用促進のため事業者や住民への呼びかけに努める。

(4) 再使用、環境物品等の使用促進

不要品買取サービス等との連携に関する情報を提供し、再使用（リユース）の促進を図る。

また、市自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。

(5) 生ごみの減量化

① 食品ロスの削減

農林水産省の食品ロスに係る資料によると、令和4年度の食品ロス量は472万トン(前年度比▲51万トン)、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は236万トン(前年度比▲43万トン)、家庭から発生する家庭系食品ロス量は236万トン(前年度比▲8万トン)となり、2030年度までに2000年度比で半減(547万トン→273万トン)するという事業系食品ロス削減目標を達成している。しかし、家庭系食品ロスの削減は進んでおらず、国民1人あたりの食品ロス量は1日約103gとおにぎり1個のご飯の量に近い量をロスしており、更なる取り組みが必要であり、住民に対して「生ごみ3キリ運動」を推奨し啓発していく。

② 生ごみ3キリ運動

(使いキリ)

買い物をする前に冷蔵庫の中身や保管されている食品をチェックし、また買い物メモを作ってから出かけることで unnecessary な買い物をさける。調理では、必要な分だけを作り、野菜など切るときにも捨てる部分を少なくするひと工夫をする。保管されている食品の賞味期限や消費期限を一覧にしたメモを台所に貼っておけば、期限切れで捨てることも少なくなる。

(食べキリ)

作った料理を残して捨てるのはとてももったいないこと。料理は、必要以上に作りすぎてしまわないようにする。また作った料理はできるだけ残さず食べるようにして、残ったものは、少しアレンジして違う料理にするなど上手に活用する工夫をする。

(水キリ)

流し台の三角コーナーや排水口のごみ受けカゴにセットできる水キリネットを使い、水分の多いものは、生ごみを捨てる前にギュウっ！とひと絞りを実践する。

(6) 事業系ごみの排出抑制

① 自己処理責任・ごみの減量化等の啓発

事業活動に伴って排出されるごみは、排出事業者自らの責任において適正処理しなければならないことを周知徹底するとともに、ごみの減量化や再生利用についての情報提供を行う。

② 排出事業者への指導

事業者ごとの搬入状況を把握し、事業者の排出状況に基づいた訪問指導を行うなど、

多量排出事業者の計画的なごみ減量化を促進する。

③ 許可業者への指導

一般廃棄物収集運搬許可業者に対しては、排出事業者ごとの排出量報告や分別収集の徹底を要請するとともに、廃棄物処理法その他関連法規の遵守について指導する。

3 分別収集計画

(1) 分別収集に関する施策

① 拠点回収から戸別収集へ転換

現在、廃食用油は市内約 13 ヶ所/月 1 回（市役所は毎日）、使用済小型家電は市内 6 ヶ所（回収ボックス）、その他プラスチック製容器包装は市内 9 ヶ所において拠点回収を行っているが、今後は資源回収量の増加が見込めるものとして、戸別収集へ転換するなど、再生利用の促進を図る。

② 分別収集品目の拡大

現在、行き詰まったりサイクル率を向上させるため、現在の分別収集品目に「古布」を加えることで再生利用の促進を図る。

4 住民及び事業者の役割

ごみの排出抑制及び分別収集（排出）のために、住民及び事業者が果たすべき役割を以下に示す。

（１）住民の役割

住民は、ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努めるとともに、市が行うごみの排出抑制・分別収集に関する施策に協力するものとする。

① 排出抑制の取り組み

商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努め、特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買行動に努める。

また、商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ、なるべく長時間使用することや、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量の注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力する。

② 再使用の取り組み

フリーマーケットやガレージセールの場合、リユース業者との連携、行政や民間団体が提供する不要品交換情報等を活用して、家庭における不要品の売却や交換に努める。

また、リユースびん等のリユース容器を選択し、適切に返却するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。

③ 分別排出、適正排出の取り組み

家庭内で資源となるごみの分別を徹底し、スーパー等の店頭回収、拠点回収（廃食用油、小型家電製品、その他プラスチック製容器包装等）及び資源集団回収活動（古紙類等）を積極的に利用・参加するとともに、行政が実施するごみの分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方をする。

また、家電リサイクル法対象家電やパソコンをはじめ販売店等で引取可能なものは、極力引き取ってもらうようにし、適正なルートでの処理・再生を行われるようにする。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動にともなって発生するごみを、自らの責任において適正に処理するとともに、製造・流通・販売の各段階においてごみの減量化に努め、市が行うごみの排出抑制・分別排出に関する施策に協力する。

① 排出抑制の取り組み

事業者は、原材料の選択や製造工程の工夫、輸送工程の工夫、取引慣行の改善、不要となった物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出されるごみの排出抑制に努める。

② 過剰包装抑制の取り組み

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、消費実態に合わせた容器包装の簡易化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売など必要な情報の提供に努める。

③ 容器包装廃棄物排出抑制の取り組み

容器包装の利用、製造等に当たっては、量り売り等の推進により容器包装廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、容器包装の規格化や材料、構造面における工夫を行い、リユース容器を用いること、内容物の詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に積極的に努める必要がある。

④ 食品廃棄物排出抑制の取り組み

一般廃棄物となる食品廃棄物を排出する食品小売業においては、消費期限前に商品棚から商品を撤去・廃棄する等の商慣行を見直し、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならないよう販売方法を工夫するものとする。

また、外食産業においては、メニュー、盛り付けの工夫や食べ残しがなかった場合にメリットを付与する等のサービスを通じて、食べ残しの削減に積極的に取り組む必要がある。あわせて、食品小売業や外食産業においては、このような自らの取組を適切に情報提供すること等により、消費者の理解の促進に努める必要がある。

⑤ 分別排出、適正排出の取り組み

事業所内で資源となるごみの分別を徹底し、資源回収業者等を積極的に活用するとともに、ごみを排出する場合は、行政が実施するごみの分別排出に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方をする。

第7節 ごみの適正処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 計画の方針

収集・運搬については、作業効率、安全性、衛生面等を考慮し、適正な収集・運搬体制を確保する。

また、環境保全や高齢化社会に対応した収集・運搬体制の整備についても検討する。

(2) 収集・運搬に関する施策

① 収集・運搬体制の整備

収集量の変動などにあわせ、収集頻度や分別区分については、適宜必要な見直しを行うものとするが、その他プラスチック製容器包装及び古布の戸別収集について検討を行っていく。

また、組合施設までの運搬にあたっては、安全性・効率性・環境性に配慮した運搬を実施する。

表 7-1-1 計画目標年度（令和 13 年度）における分別収集区分

分別区分		排出方法	収集回数	収集体制等
燃えるごみ	生ごみ、リサイクルできない紙くず、布・皮製品、小さなプラスチック・ビニール類、剪定くず・草等(少量)など	・有料指定袋に入れる	週2回	戸別
粗大ごみ	家電製品、家具類、台所用品、傘、竿、自転車、スポーツ用品、敷物、布団、マットレスなど	・申込制(粗大ごみ処理券貼付)	月5点	リクエスト
われもの	せともの、陶器、コップ、ガラス、中が洗えないビンなど	・分別収集かご	年数回	戸別
その他プラスチック製容器包装	その他プラマークの付いた容器包装、食品トレイ、発泡スチロールなど	・半透明の袋に入れる	月2回	戸別
ペットボトル	飲料用、酒類用、調味料用容器などのペットボトル	・分別収集かご	月2回	戸別
カン・ビン	・飲料用、缶詰、ミルク用、菓子用、スプレーなどの缶 ・飲料用、酒類、薬、化粧品などのビン	・分別収集かご	月2回	戸別
新聞	新聞	・ひもで縛る	月1回	戸別
紙類	雑誌、段ボール、牛乳パック、雑紙	・ひもで縛る	月2回	戸別
有害ごみ	蛍光灯、電球、乾電池、リチウムイオン電池、水銀式体温計	・分別収集かご	月2回	戸別
小型家電	携帯電話、スマートフォン、電子機器類	・回収ボックス	随時	拠点
廃食用油	廃食用油	・ペットボトルなどの容器に入れる	月1回	拠点
古布	衣類、タオル、シーツなど	・半透明の袋に入れる	年数回	戸別

② ごみステーション適正管理の支援

ごみステーションについては、自治会等により清潔・安全かつ適正な維持管理が行われるように支援する。

③ 環境負荷の少ない収集・運搬の推進

環境負荷の低減を図るため、収集・運搬車両への低公害車の導入やエコドライブの実践に努める。

④ 事業系ごみ適正排出の管理

事業系ごみについては、市の搬入区分に応じ、分別の徹底を図るよう排出事業者及び収集運搬許可業者に対し指導する。また、必要に応じて、搬入物検査を実施し、違反事業者に対して一定のペナルティーを科すことも検討する。

2 中間処理計画

(1) 計画の方針

排出されたごみについては、資源化・減量化・減容化・安定化することにより最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとする。

また、熱回収等により高効率な発電を実施し環境負荷の低減を図る。

(2) 中間処理に関する施策

可燃ごみについては、組合施設において焼却処理を行うものとし、収集・運搬の安定化を図るために中継施設の適切な維持管理を行う。

粗大ごみ、かん・びん、ペットボトルについては、現状どおり各処理施設で中間処理を継続していくが、施設が老朽化しているため、処理の安定化と資源化促進のためリサイクル施設の整備を行う。

(3) ごみ処理施設の整備計画

組合施設の稼働開始に伴い、廃止された焼却施設を解体・撤去する。この跡地を利用してリサイクル施設を新設するとともに、クリーンセンター全体を整備し、環境と景観に配慮した施設整備を行うものとする。

3 最終処分計画

(1) 計画の方針

ごみの排出抑制・再生利用の推進及び中間処理での減量化・減容化を行い、最終処分量を低減していくこととする。

(2) 最終処分に関する施策

① 最終処分体制の整備

組合施設で発生する焼却残渣は、組合施設においてフェニックス処分場で埋立処分を行うものとする。また、次期広域最終処分場整備計画（大阪湾フェニックス計画）への参画を検討していく。

5 その他適正処理に関する施策

(1) 適正処理困難物対策

タイヤ等の国で指定する処理困難物、薬品や廃油などの有害性や危険性のあるものなど、適正処理が困難なものについては、販売店や専門業者へ依頼するなどの適正処理について周知を図る。

(2) 医療系廃棄物対策

病院等から発生する医療系の産業廃棄物及び感染性一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正な自己処理を行うよう指導を徹底する。

また、在宅医療廃棄物は、収集作業中の感染防止等適正な収集・運搬を実施するため、医療機関と連携を図り、適正処理を推進する。

(3) 不法投棄・不適正処理対策

地域と一体となった普及啓発により、分別区分の徹底を進めるとともに、職員によるパトロール監視を強化し、警察及び関係機関との連携を図り、不法投棄を防止する。

また、地域での監視体制の強化と、不法投棄の早期発見を目指すとともに、監視カメラの設置を検討するなど、抑止力の増強を図る。

(4) リチウム蓄電池等の対策

近年、廃棄されたリチウム蓄電池等から発火する火災事故が頻繁しており、排出する側と回収、処理する側の対策が求められているところである。

排出に関しては、完全に使い切ってから電気店等の回収ボックスや有害物（乾電池の日）に出すよう周知を図る。また、発火のおそれがあるような物については、直接クリーンセンターへ持ち込むよう指導する。

処理に関しては、内蔵されているような家電や電子機器、玩具などを選別して、分解できるものについては、出来る限り取り出すよう対策を図ることが必要である。

第8節 計画の推進

1 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員

住民、事業者及び行政が一体となつてごみの減量化・再生利用、適正処理の推進に関する協議を行なうための「廃棄物減量等推進審議会」の設置について検討する。

また、住民及び事業者に対し、ごみの出し方等の指導や助言が行え、同時に地域の声を取り入れる窓口となる「廃棄物減量等推進員」の設置についても検討する。

2 事業者の協力

事業者には、環境への負荷が少ない事業活動を行なっていくことが求められ、そのためには行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となる。今後、行政と事業者の協力体制を確立するため、本計画を活用し、それぞれの役割を周知していく。

3 計画の進行管理

効果的に施策を推進し、減量目標等を達成するためには施策の実施状況や目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要であることから、図 3-8-1 に示すような計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、見直し (Action) のPDCAサイクルの概念を導入し、これを実施することで、減量目標の達成を目指す。

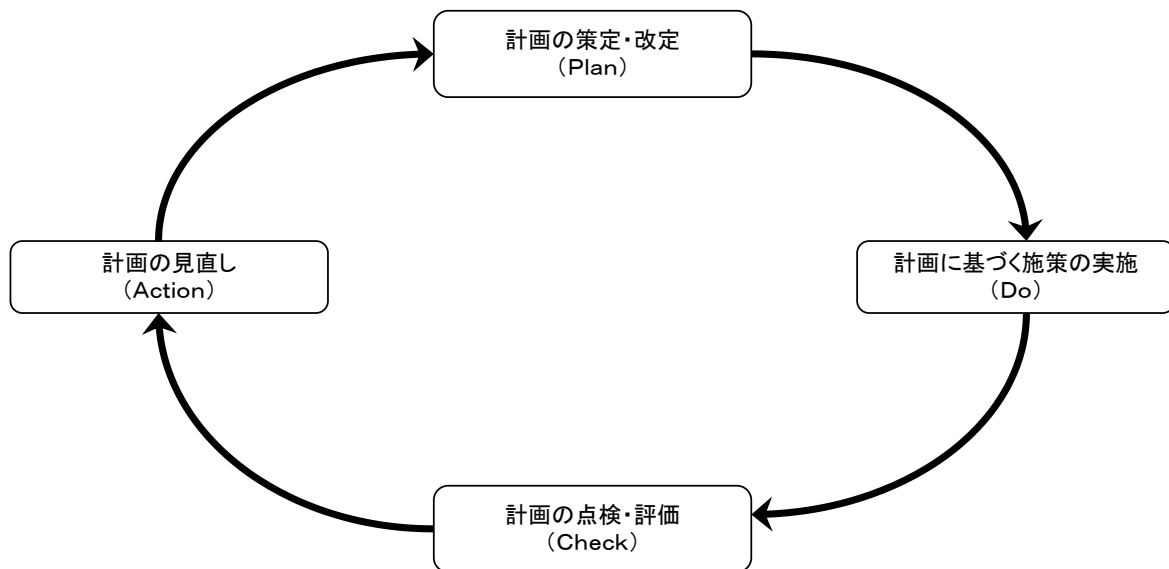


図 3-8-1 PDCAサイクルのイメージ

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況

1 生活排水の処理体系

本市の生活雑排水及びし尿は、図 4-1-1 に示すように公共下水道、特定環境保全公共下水道、合併処理浄化槽※、単独処理浄化槽※（し尿）で処理しているが、一部の生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されている。

また、汲み取りし尿と合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生する汚泥については、葛城地区清掃事務組合の汚泥再生処理センターへ搬入し処理している。

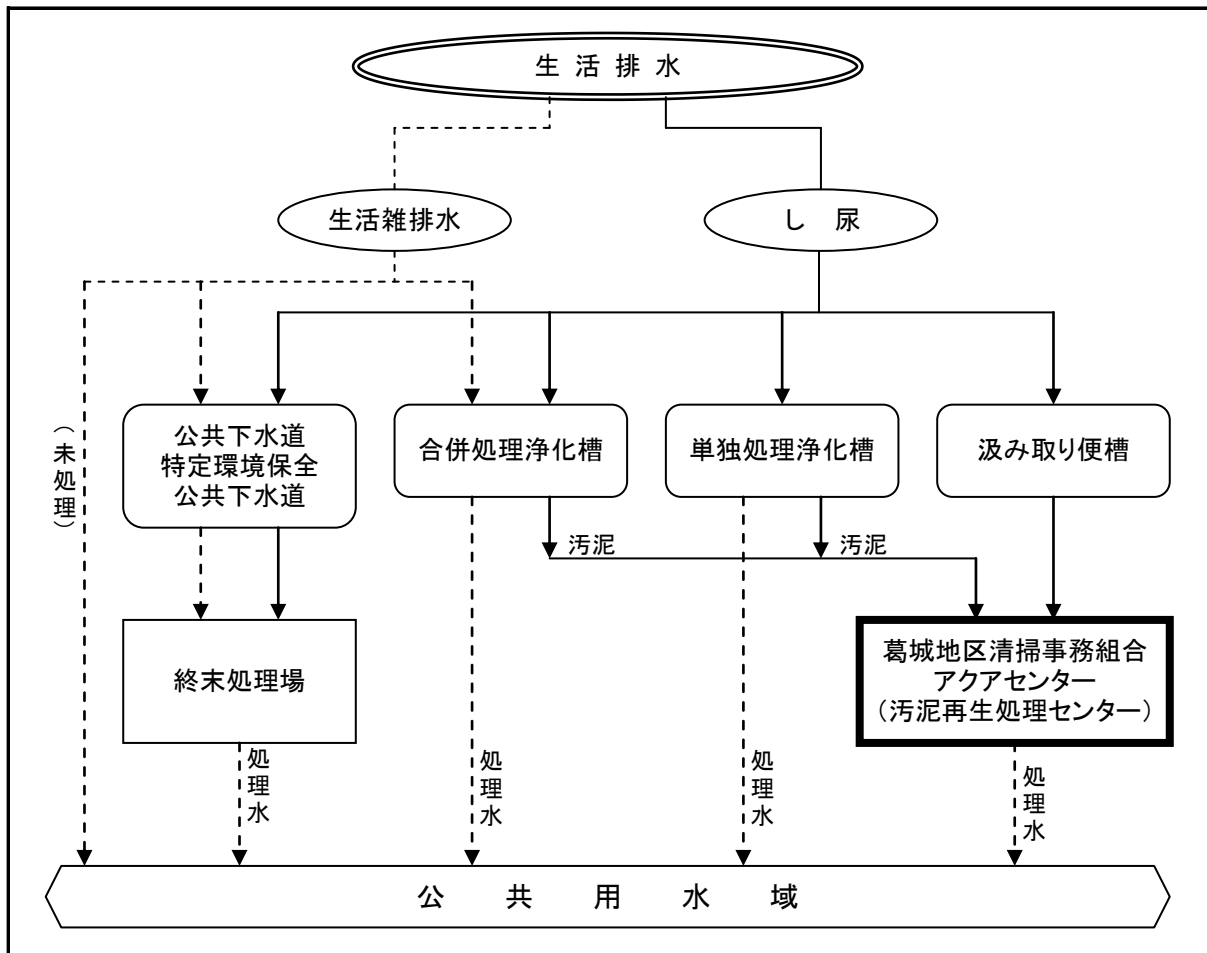


図 4-1-1 現状の生活排水処理体系

※平成12年の浄化槽法一部改正により単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としているが、本市では未だ単独処理浄化槽が残存しており、「浄化槽」という表現が間違いを生じやすいため、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」と記載することとする。

- ・単独処理浄化槽:し尿のみ処理
- ・合併処理浄化槽:し尿と生活雑排水を併せて処理

2 生活排水処理形態別人口の実績

生活排水処理形態別人口の実績を表 4-1-1 及び図 4-1-2 に示す。

本市では、公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を行っており、令和 6 年度（10 月 1 日）において計画処理区域内人口 61,950 人のうち 45,758 人については生活排水の適正処理がなされており水洗化・生活雑排水処理率（以下「生活排水処理率」という。）は 73.9%となっている。

表 4-1-1 生活排水処理形態別人口の実績

項目\年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1. 計画処理区域内人口	63,933	63,333	62,940	62,500	61,950
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	44,708	46,074	46,027	45,973	45,758
水洗化・生活雑排水処理率	69.9%	72.7%	73.1%	73.6%	73.9%
(1)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	10,340	11,777	11,601	11,336	10,924
(3)下水道	34,368	34,297	34,426	34,637	34,834
(4)農業集落排水処理	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	15,458	13,824	13,648	13,495	13,333
4. 非水洗化人口	3,767	3,435	3,265	3,032	2,859
(1)し尿収集人口	3,767	3,435	3,265	3,032	2,859
(2)自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

注) 水洗化・生活雑排水処理率: 水洗化・生活排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

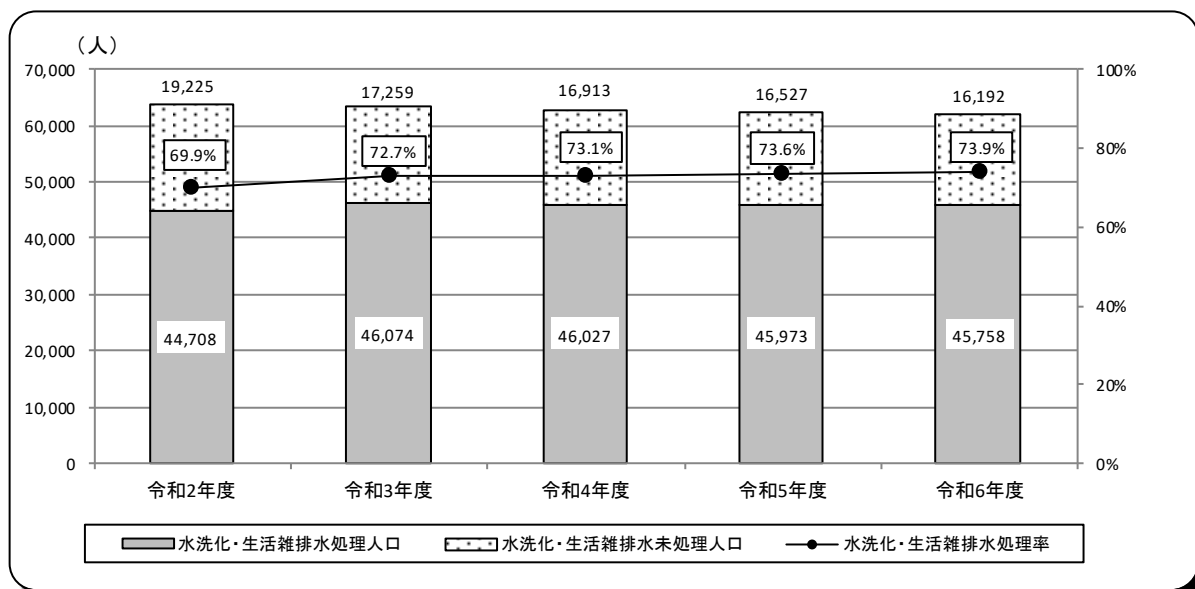


図 4-1-2 生活排水処理形態別人口の推移

3 生活排水処理施設の整備状況

(1) 下水道整備事業

本市では、大和川上流・宇陀川流域下水道事業（第二処理区）による整備が行われている。

第二処理区は、汚濁の目立つ大和川を守るため、大和川左岸の各市町村（5市5町1村）を対象に、昭和53年度より事業に着手し、昭和59年度には一部施設が完成し供用開始している。

第二処理区の計画概要及び整備状況を表4-1-2に、大和高田市の下水道計画区域図を図4-1-3に示す。

表4-1-2 大和川上流・宇陀川流域下水道事業（第二処理区）の計画概要及び整備状況

全体計画		事業計画(令和5年8月届出)		令和5年度末実績		
計画面積 (ha)	計画人口 (人)	計画面積 (ha)	計画人口 (人)	共用面積 (ha)	共用人口 (人)	共用率 (%)
15,549	373,584	8,022	340,500	6,196	326,612	96.0

資料: 奈良県 冊子『奈良県の下水道』より

本市における下水道事業の整備状況は表4-1-3に示すように、令和6年度で普及率63.66%、水洗化率88.33%となっている。また、計画概要については、図4-1-3に示す。

表4-1-3 本市における下水道事業の整備状況（令和6年度）

項目\年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	
市合計	行政区域内人口	63,933	63,333	62,940	62,500	61,950	
	処理区域内人口	38,565	38,444	38,425	39,094	39,438	人口×普及率
	普及率	60.32%	60.70%	61.05%	62.55%	63.66%	3月末普及率
	水洗化人口	34,368	34,297	34,426	34,637	34,834	処理区域内人口に おいての数値
水洗化率	89.12%	89.22%	89.60%	88.60%	88.33%		

大和高田市公共下水道計画図

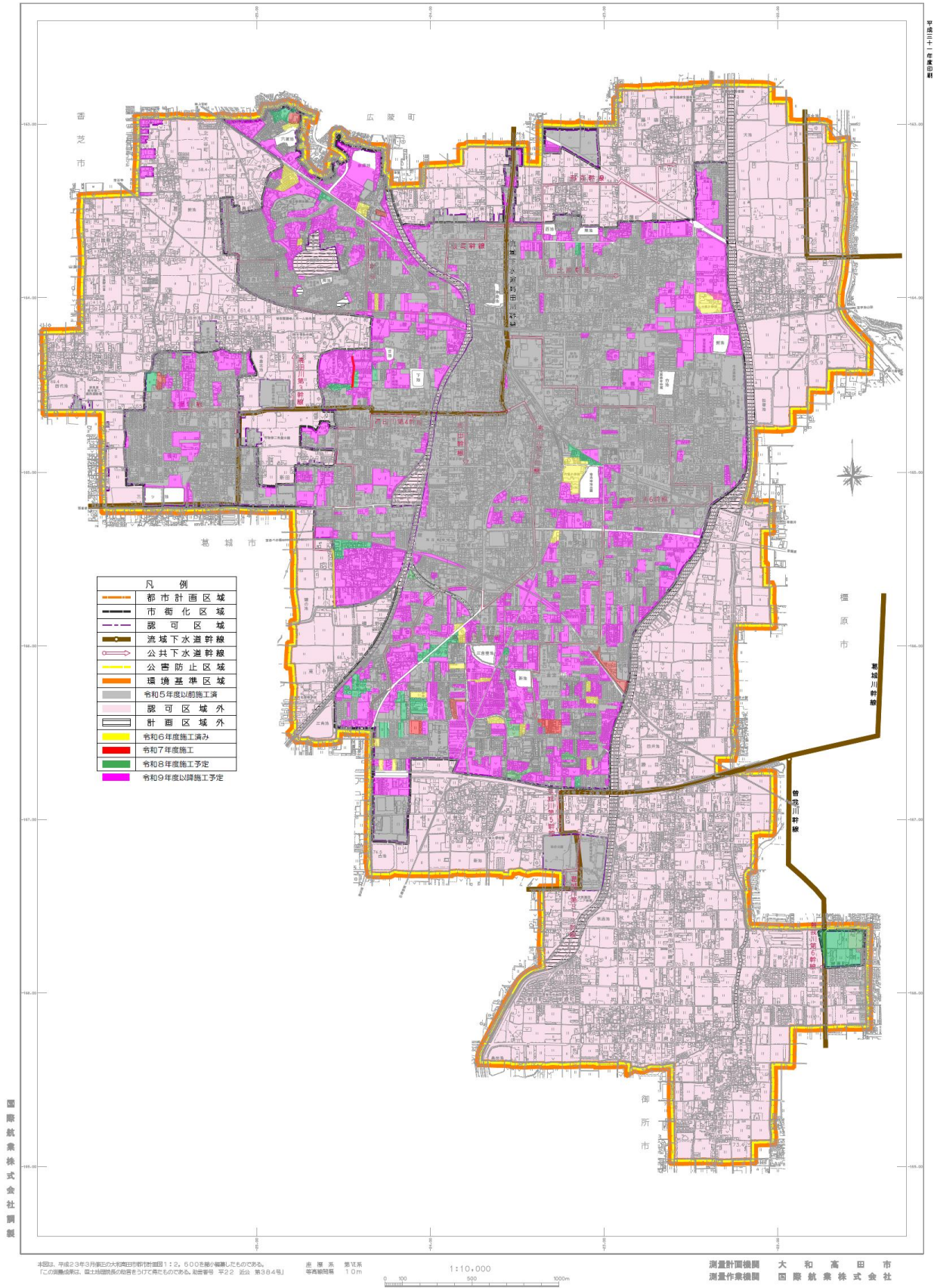


図 4-1-3 大和高田市公共下水道計画図 (令和6年度末)

4 し尿・浄化槽汚泥処理の状況

(1) 収集・処理体制

本市では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を委託及び許可業者により行っている。

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、平成 14 年度まで葛城地区清掃事務組合の中継基地で一時貯留されたのち、海洋投入処分を行っていたが、平成 15 年度からは同組合のアクアセンター（汚泥再生処理センター）で処理されている。

なお、アクアセンターでは資源化設備において、処理過程で発生する汚泥を脱水・乾燥処理した後に、厨芥類と混合して発酵装置で堆肥化している。

また、し渣及び余剰な乾燥汚泥は焼却処理し、排熱は乾燥機用熱風として有効利用している。

アクアセンターの概要を表 4-1-5 に示す。

表 4-1-5 アクアセンターの概要

施設名称	アクアセンター
設置主体	葛城地区清掃事務組合
所在地	奈良県御所市大字僧堂 333
敷地面積	約 81,814m ²
竣工年月	平成 15 年 3 月
処理能力	240kℓ/日
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理(脱塩設備含む) ＋資源化設備＋残渣処理設備
計画処理水質	pH: 5.8～8.6、BOD: 5mg/ℓ以下 COD: 10mg/ℓ以下、SS: 5mg/ℓ以下 T-N: 5mg/ℓ以下、T-P: 1mg/ℓ以下 Cl ⁻ : 20mg/ℓ以下、色度: 20 度以下 大腸菌群数: 10 個/ml以下

(2) 収集実績

し尿及び浄化槽汚泥の収集実績は表 4-1-6 及び図 4-1-4 に示すように、収集人口及び収集量とも減少しているが、し尿の原単位は増加傾向にある。

表 4-1-6 し尿及び浄化槽汚泥収集量の実績

項目\年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
収集人口 (人)	し尿	3,767	3,435	3,265	3,032	2,859
	浄化槽	25,798	25,601	25,249	24,831	24,257
収集量 (kℓ/年)	し尿	5,025	4,820	4,746	4,647	4,432
	浄化槽	14,992	14,574	14,399	14,529	14,125
	計	20,017	19,394	19,145	19,176	18,557
原単位 (ℓ/人・日)	し尿	3.65	3.83	3.98	4.20	4.24
	浄化槽汚泥	1.59	1.56	1.56	1.60	1.59

注)原単位: 収集量÷365(366)日÷収集人口

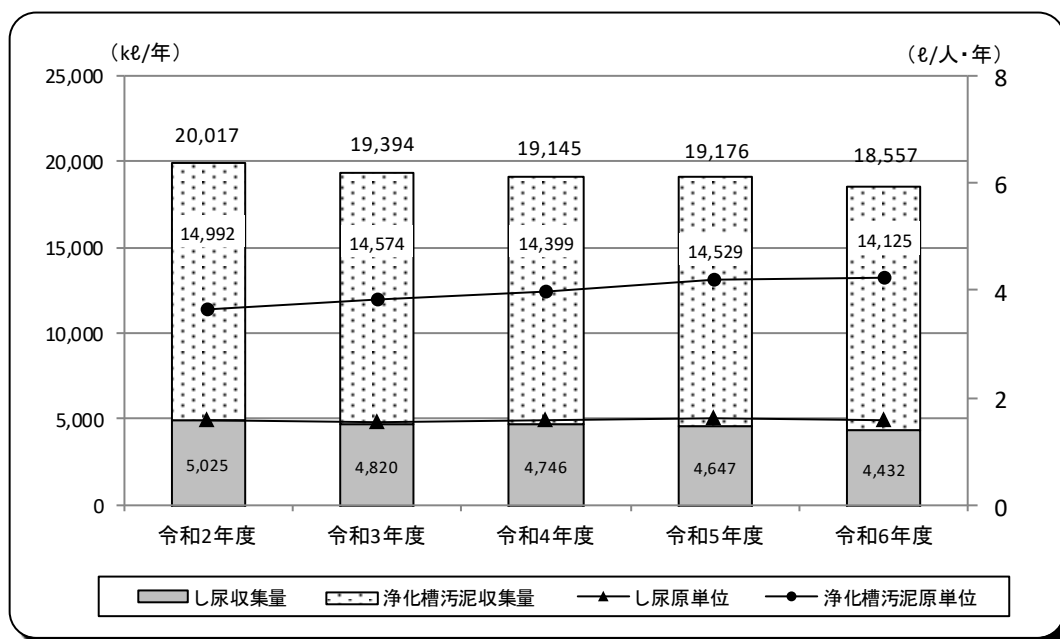


図 4-1-4 し尿及び浄化槽汚泥収集量の推移

第2節 生活排水処理の基本方針

1 生活排水処理に係る理念・目標

近年、生活排水による水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきている。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、住民に対し生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については水質の改善を図り、住民に快適な親水空間を提供していくとともに清流がよみがえり、さまざまな動植物が生息する川の復活をめざすものとする。

2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととし、本市では下水道の整備を重点施策として進めていくものとする。

3 生活排水の処理主体

目標年度（令和13年度）における生活排水の処理主体を表4-2-1に示す。

表4-2-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1)公共下水道	し尿及び生活雑排水	奈良県
(2)合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(3)単独処理浄化槽	し尿	個人等
(4)し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	葛城地区清掃事務組合

第3節 生活排水の処理計画

1 処理の目標

基本方針に掲げた理念・目標を達成するため全ての生活排水を処理するものとし、計画目標年度(令和13年度)における生活排水処理率を87.9%とすることを目標とする。

2 生活排水を処理する区域及び人口等

生活排水を処理する区域及び人口等について現在の状況及び目標年度における状況を表4-3-1に示す。

表 4-3-1 生活排水処理の目標

■生活排水処理率の目標値

項目 \ 年度	中間目標年度 (令和5年度)	実績 (令和5年度)	計画目標年度 (令和13年度)
生活排水処理率	77.7%	73.6%	87.9%

注) 生活排水処理率=水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

項目 \ 年度	中間目標年度 (令和5年度)	実績 (令和5年度)	計画目標年度 (令和13年度)
行政区域内人口	62,044	62,500	56,950
計画処理区域内人口	62,044	62,500	56,950
水洗化・生活雑排水処理人口	48,206	45,973	50,296

項目 \ 年度	中間目標年度 (令和5年度)	実績 (令和5年度)	計画目標年度 (令和13年度)
計画処理区域内人口	62,044	62,500	57,531
水洗化・生活雑排水処理人口	48,206	45,973	50,296
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	3,741	11,336	4,961
下水道	44,465	34,637	45,335
農業集落排水施設	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	11,233	13,495	5,906
非水洗化人口	2,605	3,032	1,329
し尿収集人口	2,605	3,032	1,329
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0

3 整備計画の概要

奈良県汚水処理構想で掲げている計画区域内の汚水処理人口普及率95.1%(令和7年度)、99.2%(令和17年度)を目標に、基本方針に基づき汚水処理事業の推進を図る。

4 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 処理の目標

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥については、衛生的で快適な環境の確保のため適正処理の推進に努めるとともに、汚泥の堆肥化等の有効利用を促進していくものとする。

(2) 収集・運搬計画

葛城地区清掃事務組合処理施設までの運搬については、本市を含む圏域が広範囲にわたっており、収集運搬の効率的な運営と施設周辺道路への搬入車両の集中を避けるために、現行の本市内での個別収集から中継基地への一時貯留という形態を継続し、本市の中継基地から組合の処理施設への搬入については組合により運搬を行う。

ただし、将来的に下水道の普及により、収集量が減少するため、これに伴い延べ運搬台数も減少していくこととなるため、中継基地、タンクローリーによる運搬の有無については、収集量の動向に応じ、本市と組合において協議し、必要に応じて収集・運搬方法の見直しを図るものとする。

本市における収集人口及び収集・運搬の量を表4-3-2に示す。

表 4-3-2 収集人口及び収集・運搬の量

項目	年度	中間目標 (令和5年度)	実績 (令和5年度)	目標年度 (令和13年度)
	収集人口(人)	し尿	2,605	3,032
浄化槽		14,974	24,831	4,961
収集量(kℓ/年)	し尿	3,404	4,647	2,036
	浄化槽汚泥	8,769	14,529	2,902
	計	12,173	19,176	4,938

(2) 中間処理計画

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥については、現状どおり葛城地区清掃事務組合のアクアセンターで処理を行うものとする。

また、アクアセンターで発生する汚泥については、同組合において現状どおり厨芥類と混合して発酵装置で堆肥化し、有効利用していくものとする。

(3) 最終処分計画

葛城地区清掃事務組合のアクアセンターで発生するし渣及び余剰汚泥の焼却処理に伴う焼却残渣は、現状どおりフェニックス処分場へ搬入し、埋立処分とするが、将来的には、今後の大阪湾フェニックス計画の動向や、組合圏域内の要処理量の推移などを踏まえて、最終処分方法について、適宜検討を行っていくものとする。

5 住民に対する広報・啓発活動

こうした施策の円滑な推進、さらに本市を流れる各河川や水路に清流を復活していくためには、地域住民、事業者の理解と協力が不可欠であり、次のような方策について効果的な施策を検討しつつ推進する。

生活排水、工場排水の発生源は、家庭や事業所であり、発生源対策が有効になされる必要性は言及するまでもないし、公共下水道事業が実施されても、各宅地内の設備が整備されないと効果は期待できないことになる。

したがって、これまでの広報の活用や、懇談会・説明会の開催など、一層の充実を図り、地域住民や事業者に対して次のような周知徹底を図る活動を定期的に推進する。

- 生活排水対策（公共下水道、し尿・浄化槽汚泥の処理など）の必要性
- 浄化槽管理（定期的な保守点検、清掃及び定期検査）の必要性
- 事業所での排水対策の必要性
- 公共下水道整備に伴う各宅地内での整備設置の誘導

また、生活排水は、し尿と日常生活に伴って台所、洗濯、風呂などから排出される生活雑排水に区分されている。

「生活排水に由来する有機物負荷は、1人1日当たりBODにして43gとされ、このうち、生活雑排水が30gと生活排水全体の負荷量の70%を占める。発生源の性格上、その濃度は低いものの、生活雑排水の負荷量はかなり大きい。最も負荷量の多いのが台所であり、有機物負荷量にして全体の約55%を占める。残りは風呂の30%、洗濯は13%であり、これらで全体の98%を占める。」とされている。（参考－「自治体・地球の環境戦略1－地球化時代の環境戦略－ぎょうせい」）

したがって、家庭雑排水や市内の飲食店などでの浄化対策として、次のような施策の導入を検討し、可能な限り多くの対策を推進する。

- 生活排水対策マニュアルの作成、配布
- 流し台に目の細かい三角コーナーを設置し、ろ紙や古ストッキングなどをセットする（水切袋を配布する例もある）。また、流し台の排水口に目の細かい網を取り付ける。
- 使用後の食用油の回収（油凝固剤の使用）、無リン洗剤の適正利用、側溝の清掃
- 食べ残し、調理くずを下水に流さず回収
- 生活雑排水対策での河川の生物指標ポスターの作成、配布

